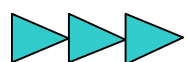
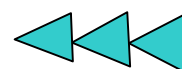


越 前 市

次世代育成支援対策推進行動計画



「子どもの笑顔が輝くまち 越前」
平成 22 年度～平成 26 年度



はじめに



次代を担う子どもが健やかに生まれ、心身ともに豊かに成長することは市民全ての願いです。

しかし、子どもを取り巻く環境は、リーマンショック後の世界的大不況による雇用情勢の悪化や核家族化、家庭の育児力の低下等により大きく変化しています。

核家族化や家族構成の変化に伴う家庭の育児力の低下は、子育てへの不安や子どもへの虐待などを招き、子育て中の家族が必要とする子育て支援は、ますます多様化、複雑化しています。

また、変化の激しいこれからの社会に対応できる「生きる力」を子どもたちが身につけるためには、家庭・学校・地域と行政が連携し、それぞれの教育力を向上することが必要です。

このような次代の越前市を担う子どもの成長に欠かすことのできない施策を実現するために、「越前市次世代育成支援対策推進行動計画 後期計画」を策定いたしました。

今後とも、「子どもの笑顔が輝くまち 越前」を目指し、家庭・地域・事業所などのご理解、ご協力をいただきながら、次世代育成支援に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました越前市次世代育成推進協議会委員の皆様をはじめ、ご意見、ご協力をいただきました多くの市民の皆様にご心より感謝申し上げます。

平成22年3月

越前市長 奈良 俊 幸

目次

第1章 計画策定の背景及び趣旨	1
1 計画策定の背景	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 計画の対象	
第2章 計画の考え方や基本柱	5
1 基本理念	
2 基本目標	
3 基本柱となる項目	
4 実現に向けた分野別役割	
5 計画の体系	
第3章 基本柱別施策の方向	12
基本柱 子どもの権利が守られる社会づくり	13
重点課題1 子どもの権利を保障する取組みを行う	
基本柱 仕事と生活の調和を実現する社会づくり	15
重点課題1 仕事と子育てが両立できる環境を整備する	
重点課題2 多様化する子育てニーズに対応する	
基本柱 子どもの健やかな成長を育む教育・生活環境づくり	19
重点課題1 子どもの「生きる力」を育成する	
重点課題2 地域力を活用した子育てを推進する	

重点課題3 家庭教育力の向上への取組みを推進する

重点課題4 子どもの安全を守る環境をつくる

基本柱 支援を必要とする子どもとその家庭への 29
自立援助体制づくり

重点課題1 児童虐待や養育放棄等要保護児童対策を強化する

重点課題2 ひとり親家庭の自立支援を推進する

重点課題3 障がいのある子どもとその家庭への総合的な支援体制を充実する

重点課題4 外国人等の子どもとその家庭への支援を充実する

基本柱 親子の心と体の健やかな成長を支援する体制づくり 36

重点課題1 母と子の心と体の健康づくり事業の取組みを充実する

重点課題2 生まれた時からの心と体の発達向上に取り組む

重点課題3 次世代の親を育成する

第4章 計画の推進 43

資料 45

用語の解説

数字で見る越前市

委員名簿

市民アンケート集計表

第1章

計画策定の背景及び趣旨

第 1 章 計画策定の背景及び趣旨

1 計画策定の背景

国や自治体は、1950年代以降急速に進んだ少子化傾向に歯止めをかけようと、子育てと仕事の両立支援を中心とした様々な対策を実施してきました。

低下傾向が続いていた1人の女性が一生に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、全国平均では団塊ジュニア世代の出産を背景に平成18年から上昇しています。また、福井県では、平成17年から上昇し、平成20年は1.54となりました。(全国平均1.37)

しかし、本市では依然低下傾向が続いており、平成20年では1.34と全国平均を下回りました。全国平均の合計特殊出生率は、上昇に転じたとはいえ人口維持水準である2.08を大きく割り込んでおり、団塊ジュニア世代が出産適齢期から外れつつあるため、今後も人口減少傾向が続くと予測されます。

わが国の少子化を促進してきた主な原因は、非婚化と晩婚化であるといわれています。特に晩婚化は、結婚年齢の遅れに伴って産み始めが遅れることで、出産が可能とされている期間が短くなるため、結婚した夫婦が産む子どもの数そのものが減少する「夫婦の出生力の低下」という現象を生み出していると考えられます。

これらの原因によって急速に進む少子化は、高齢化に拍車をかけ、社会構造に大きな変化をもたらすとともに、労働人口の減少や社会保障負担の増加など、社会経済全体に深刻な影響を与えることとなります。

国では、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、従来の子育て支援の取組みに加え、少子化対策として次世代の育成を見据えた対策を講じるため、すべての自治体に「次世代育成支援対策推進行動計画」の策定を義務付けました。

本市では、合併後の平成18年3月に策定した「越前市次世代育成支援対策推進行動計画(前期計画)」が、平成21年度でその計画期間を終了することから、前期計画の進捗状況や各種事業の効果を検証し、前期計画を継承・発展させるため本計画を策定いたしました。

本計画は、前期計画に掲げた“子どもの笑顔が輝くまち”を基本理念として受け継ぎ、さらに、子どもたちが心身ともに健やかに育ち、自立することのできるまちづくり、次代を担う子どもを育てるさまざまな家庭が安心して子育てができるまちづくりを目指すための方向性と具体的な施策について定めたものです。

2 計画の位置づけ

- (1)本計画は、平成18年3月に策定した「越前市次世代育成支援対策推進行動計画(前期計画)」の基本理念や基本目標を継承し、さらに、子どもたちが心身ともに健やかに育ち、自立することのできるまちづくり、次代を担う子どもを育てるさまざまな家庭が安心して子育てができるまちづくりを目指すための方向性と具体的な施策について定めたものです。
- (2)本計画は、平成19年3月に策定した「元気な自立都市 越前」を目指す「越前市総合計画」の、「第2章 元気な人づくり 第1節 子どもの笑顔が輝く環境づくり」に基づき、21世紀を担う子どもと子育て家庭を支援するものです。
- (3)本計画は、本市における子どもとその家族に関する行政施策を体系化し、福祉、保健、教育、労働、建設等行政のあらゆる分野の事務事業、施策を総合的、計画的に推進していくものです。

3 計画の期間

本計画の計画期間は平成22年度から平成26年度までとします。

なお、本計画策定の根拠となる次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年度から5年間を前期期間とし、前期期間に関する必要な見直しを平成21年度に行なったうえで、平成22年度からの5年間を後期計画として決めました。

また、5年間の計画期間中であっても、さまざまな状況の変化により見直しの必要が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行なっていくこととします。

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
越前市次世代育成支援 対策推進行動計画	前期計画									
					見直し	後期計画 【本計画期間】				

4 計画の対象

本計画での「子ども」の定義は、18歳未満のすべての者としてします。

本計画は、子どもとその家族のみならず、これから結婚し、家庭を築こうとする若者を含む幅広い市民各層を対象とします。

さらに、市内事業所等を含む、地域社会全体で取り組むこととします。

第2章

計画の考え方や基本柱

第2章 計画の考え方や基本柱

1 基本理念

次の社会を担う子ども一人ひとりが、その生涯を通じて人としての人格を育み、社会へ参加、参画できる「主体」となるよう、福祉、保健、教育、労働、建設等に携わる関係者が一体となって子どもの成長と自立を支援します。取組みについては、「子どもの権利条約」にうたわれている「子どもの最善の利益」を考える“子どもの笑顔が輝くまち”を目指します。

2 基本目標

「子どもの最善の利益」を考える“子どもの笑顔が輝くまち”の基本理念を受けて、本計画の基本目標を次の3つとします。

子どもが健やかに育つよう、全ての家庭における子どもの養育を社会全体で支援します。

子どもを安心して産み育てることができるよう、子育て環境を整備します。

次世代の親となるための豊かな人間性を育み、自立して家庭をもつことが出来るよう、社会全体で支援します。

3 基本柱となる項目

基本目標の実現に向けて行動の柱となる基本柱を次の5つとします。

また、基本柱ごとに重点課題を設け、さらに課題ごとに推進すべき事業内容を示します。

基本柱 子どもの権利が守られる社会づくり

国際連合で採択された「子どもの権利条約」では、子どもの養育・発達にはまず保護者に責任があることや、子どもは保護や援助を受けられるとともに、権利の主体として尊重することを求めています。すべての子どもが権利を守り、守られ、豊かな子ども時代を過ごすため、行政の施策が、子どもの幸せを第一に考え、子どもの権利や自由を最大限に尊重し、子どもの最善の利益確保となるように配慮します。

基本柱 仕事と生活の調和を実現する社会づくり

社会全体で男女共同参画社会を推進し、働き方の見直しを進め仕事と家庭生活の調和を実現することが重要です。共働き家庭も多く、仕事と家庭の両立は一般化されつつありますが、依然として仕事を優先する社会的意識が残っており、社会経済低迷により厳

しい就業環境において、長時間労働等も余儀なくされ、子どもとのふれあいがますますとりにくくなっています。また、父親の子育て参加が進んでいるものの、その多くは母親が担っている状況には変わりありません。

今後、仕事と子育てを両立する上では、多様な保育ニーズに柔軟に対応するため、保育サービスを充実し、育児休業が取得しやすい職場環境、妊娠中や育児期間中の勤務軽減等、事業所における子育てへの支援も重要な課題です。一方、働く親も家庭教育の重要性を再認識し、職業優先型の働き方の見直しや、結婚・出産・子育てが負担とならない職場環境づくりを浸透・定着させるよう同僚や市民、事業所に対する意識啓発を進める必要があります。

また、放課後の子どもの居場所づくりにおける学童保育等の充実も重要です。

サービスの質の観点からは、多様化する保育ニーズに対応する保育士等の質の確保も重要となり、人材のスキルアップを図ることが必要です。

基本柱 子どもの健やかな成長を育む教育・生活環境づくり

子どもが自己を確立し、調和のとれた人間として総合的に成長するためには、教育が重要です。その一方では、保護者教育という視点も欠かせません。家庭、学校、地域が連携し教育力を活かす施策も重要です。高齢者の知識や知恵、住民パワーの活かせる場の設定も必要です。

将来の人格形成の場である家庭においては、家庭教育に関する学習機会や情報提供を充実させるとともに、親子のふれあいを重視した取組みも必要です。学校では、社会生活を送る上での必要な基礎・基本の確実な定着と個性を生かす教育の充実を図り、生涯にわたって自己を向上させる意欲を育てていく教育が重要です。また、家庭や地域との連携・協力を深め、地域に開かれた学校づくりも必要と考えられます。さまざまな地域の教育資源を十分かつ効果的に活用しながら、子どもが自らの意思で挑戦する機会づくりも地域では必要と考えられます。

基本柱 支援を必要とする子どもとその家庭への自立援助体制づくり

児童虐待による深刻な被害や事故が生じないよう、虐待の予防、早期発見・早期対応を行う虐待防止対策等を推進するため、要保護児童対策地域協議会を中心とした子どもの命と安全を守る機関の連携を密にし、地域全体で子どもを見守らなければなりません。

また、ひとり親家庭や外国人、障がいのある子どもなど支援を必要とする家庭や児童の「成長と自立」を援助するための施策を推進することが重要です。障がいのある子どもの健全な発達支援はもちろんのこと、ひとり親家庭や外国人等が自立して身近な地域

で安心して生活できるようにする観点から、関係機関が連携し一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を行うことが必要です。

基本柱 親子の心と体の健やかな成長を支援する体制づくり

子どもの豊かな人間形成を実現する上で、心身の健康づくりは欠かせない要素です。妊娠出産期の親の健康づくり、育児期における親子の健康づくりへの支援を通じて、健康な子育てを支援していくことが必要です。

また、子どもの成長段階に応じた支援や、次世代の親となる思春期の子どもの問題なども含め、豊かな人間性を形成し、自立して家庭をもつことができるような取組みが必要です。

4 実現に向けた分野別役割

(1) 親の役割

家庭は子どもの人間形成や基本的な生活習慣を養う基本的な場であるとともに、親は次代を担う子どもを育てていく第一義的責任を負っており、その役割は重大です。親は子どもを養育する主体者である自覚を持ち、助け合いながら、家族としての責任を果たしていくことが必要です。

(2) 学校等の役割

学校、幼稚園、保育所、児童センター等は、子どもの学びや育ちの場として、とても重要な役割を持っています。その専門的知識や技術を活用し、地域における学びの拠点または子育て支援センターとしての役割を展開していきます。

(3) 地域社会の役割

地域社会は、個人や家族を支えあう場であるとともに、社会参加の場として重要です。さまざまな地域の社会資源を充分かつ効果的に活用し、世代間の交流を図りながら、地域住民の積極的な参加により、互いに学び合い育ち合い、情報を共有し、親の養育力を高め、豊かな子ども期を応援する地域活動を積極的に展開することが必要です。

(4) 団体の役割

それぞれの団体が持つ特性、専門的機能や技術を発揮して、親の子育てを応援する役割を積極的に果たしていくことが必要です。

(5) 事業所の役割

企業の社会的責任が求められています。少子化が進む中、仕事と生活の調和を実現させることは、事業所にとっても避けて通れない課題であり、働く人が仕事と子育て

を両立させつつ、その能力や経験を生かすことができる環境を整備することが必要です。

(6) 行政の役割

国、県、市の緊密な連携のもとに、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進するとともに、サービスの質を確保し、人材の資質の向上を図り、市民、家族、保育所、幼稚園、学校、地域社会、団体、事業所等のコーディネーターとして、各施策を総合的、計画的に展開していくことが重要です。

5 計画の体系

越前市次世代育成支援対策推進行動計画「一人ひとりの子どもの成長と自立への支援」

基本柱 子どもの権利が守られる社会づくり

重点課題 1 子どもの権利を保障する取組を行う

「子どもの権利条例」を制定する

人権教育を充実し、豊かな心と思いやりの気持ちを育む

基本柱 仕事と生活の調和を実現する社会づくり

重点課題 1 仕事と子育てが両立できる環境を整備する

父母が共に子育てに参画できる環境を整備する

ワークライフバランスへの取組を推進する

重点課題 2 多様化する子育てニーズに対応する

地域や家庭の実情にあった子育て支援を充実する

子育て支援に関わる人材や団体のスキルアップを図る

基本柱 子どもの健やかな成長を育む教育・生活環境づくり

重点課題 1 子どもの「生きる力」を育成する

子どもの年齢や状況に合わせ、「生きる力」を育成する環境を整える

確かな学力の向上、豊かな心身の育成、信頼される学校づくりに努める

重点課題 2 地域力を活用した子育てを推進する

地域の中で子どもが伸びやかに成長できる環境を整備する

地域における親育てを推進する

重点課題 3 家庭教育力の向上への取組を推進する

豊かなふれあい体験を通して家庭教育力を向上する

家庭教育の充実に向けた取組を支援する

重点課題 4 子どもの安全を守る環境をつくる

地域の中で安心して生活できる環境づくりを推進する

有害情報から子どもを守る対策を推進する

基本柱 支援を必要とする子どもとその家庭への自立援助体制づくり

重点課題 1 児童虐待や養育放棄等要保護児童対策を強化する

子どもへの虐待の未然防止対策を推進する
虐待を受けた子どもに対する支援を充実する

重点課題 2 ひとり親家庭の自立支援を推進する

ひとり親家庭へのきめ細かな対応を推進する
ひとり親家庭の子ども、保護者の自立支援体制を充実する

重点課題 3 障がいのある子どもとその家庭への総合的な支援体制を充実する

障がいのある子どもや親への総合的な支援体制を充実する
発達障害児への支援を推進する

重点課題 4 外国人等の子どもとその家庭への支援を充実する

外国人等の子どもや親への総合的な支援体制を充実する

基本柱 親子の心と体の健やかな成長を支援する体制づくり

重点課題 1 母と子の心と体の健康づくり事業の取組みを充実する

母と子の心と体の健康づくり事業の取組みを充実する

重点課題 2 生まれた時からの心と体の発達向上に取り組む

子どもの基本的な生活習慣・食習慣を確立する
安定した愛着関係の重要性を理解する取組みを推進する

重点課題 3 次世代の親を育成する

「いのち」の大切さや子どもを産み育てることの喜びを実感できる取組みを推進する
若い世代が社会的に自立し、家庭を持つための支援を充実する

市民参画による「次世代育成支援対策推進行動計画」推進体制

第3章

基本柱別施策の方向

第3章 基本柱別施策の方向

基本柱	子どもの権利が守られる社会づくり
-----	------------------

重点課題 1 子どもの権利を保障する取組を行う

「子どもの権利条約」は、世界中の子どもが健やかに成長できるようにとの願いを込めて、平成元年（1989年）11月に国際連合の総会で採択され、日本は平成6年（1994年）にこの条約を批准しています。

この条約では、子どもの権利として「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」という4つの権利について定めています。

これらの権利は、発展途上国の子ども、先進国の子どもに関係なく、すべての子どもに保障されるべきものであります。

しかし、これらの権利が大人や子ども自身により損なわれています。子どもの最善の利益を尊重し、越前市の未来を担う子どもがその権利を正しく学び、自分が大切にされていることを実感できる社会を築くため、子どもの権利を保障する取組を強化します。

「子どもの権利条例」を制定する

子どもの心身の健やかな成長を地域社会全体で支援し、子どもが安心し、自信を持って生きることができる豊かな地域社会の形成のため、「子どもの権利条例」を制定します。

事業	事業概要
子どもの権利条例の制定	市民参画による条例制定 学習会の開催 啓発活動の推進

特に重点を置く事業

事業	説明	H26目標	関係機関・団体	担当部署
子どもの権利条例の制定	市民参画による条例制定	子どもの権利条例の制定		児童福祉課 学校教育課 生涯学習課

人権教育を充実し、豊かな心と思いやりの気持ちを育む

子どもを取り巻く環境が、複雑かつ多様化している状況を踏まえ、種々の課題に対応するため、地域や学校等との連携体制の強化に取り組みます。

また、子どもの最善の利益を保障するために、学校、家庭、地域での人権教育を推進し、子どもも大人もお互いの権利を守り、守られるという視点から全ての人が権利を尊重する意識を高めます。

事業	事業概要
家庭・学校・地域での人権に関する教育の推進	人権擁護委員との連携 人権教育の推進 人権の花、子ども人権SOSミニレター
幼少期からの男女平等の意識の啓発	幼児用カルタの利用促進 越前市ホームページ男女共同参画ページの「子どものページ」等で意識の啓発

特に重点を置く事業

事業	説明	H26 目標	関係機関・団体	担当部署
人権教育の推進	子どもの権利条例の推進を含めた人権教育	全小中学校、全地区で人権教育を推進	全小中学校 人権擁護委員	学校教育課 生涯学習課 児童福祉課 市民自治推進課

基本柱 仕事と生活の調和を実現する社会づくり

重点課題 1 仕事と子育てが両立できる環境を整備する

共働き家庭が多く、その就労形態も男女の区別なく多様となる中、仕事と子育ての両立のためには、家庭や地域における子育て環境の整備と事業所の主体的な子育て支援の取組みが求められています。これらをサポートするためにも、関係機関が協働で子育て支援に一層取り組むことが重要です。

父母が共に子育てに参画できる環境を整備する

子育てや家事等について「男女ともに責任を持つ、関わる」という意識を形成し、家庭や地域において父母それぞれの役割を十分に果たすことができるよう、学習機会の充実や広報、啓発活動に努めます。

事業	事業概要
家庭や地域での男女共同参画意識の形成	男女共同参画センターにて子育て教室、料理教室等出前講座を開催 子どもや子育てについて、地域で話し合う場や機会の設定

特に重点を置く事業

事業	説明	H26 目標	関係機関・団体	担当部署
家庭や地域での男女共同参画意識の形成	地域出前講座の開催	年 80 回の開催		市民自治推進課 (男女共同参画室)



ワークライフバランスへの取組みを推進する

仕事と生活の調和実現のため、働き方の見直しを図るための広報、啓発活動を推進します。また、仕事を持っていても「夢や楽しみを見いだしながら子どもを産み育てられる社会」実現のため、事業所における子育てと仕事の両立支援のための取組みを支援します。

事業	事業概要
すくすくすまいる事業所制度の推進	すくすくすまいる事業所登録制度の推進 すくすくすまいる事業所環境支援補助事業のPR
事業所と行政を結ぶ子育て支援ネットワークづくり	すくすくすまいる事業所ネットワーク事業の推進 PRに効果的なシンボルマークの活用
事業所への子育て出前講座講師派遣	経営者や労働組合に子育て支援への協力依頼
子育てしやすい補助制度の周知	事業所や地域へ制度活用をPR
復職、再就職のための訓練と情報提供の充実	武生地域職業訓練センターにおいて、(独)雇用・能力開発機構と連携した職業訓練と市主催の職業訓練の実施 事業所に対し、女性労働者再雇用制度を普及促進
学校、保育所、幼稚園の情報を事業所や地域へ提供	市や学校のホームページ、紙媒体を活用し、学校等の情報を事業所や地域に提供

特に重点を置く事業

事業	説明	H26目標	関係機関・団体	担当部署
事業所と行政を結ぶ子育て支援ネットワークづくり	すくすくすまいる事業所ネットワークによる情報発信	随時情報発信	事業所 商工会議所	商工政策課 市民自治推進課 (男女共同参画室) 児童福祉課



すくすくすまいる事業所登録マーク

重点課題 2 多様化する子育てニーズに対応する

雇用形態の多様化から保育ニーズも多様化しており、今後、保育ニーズは質、量ともに一層増加することが予想されます。また、育児不安や悩みを抱える親も多く、孤独な子育ての解消の場と、身近な相談機能の充実が求められています。

このため、多様なライフスタイルや地域の実情に対応した子育て支援体制を充実し、安心して子育てできる社会を構築する必要があります。

地域や家庭の実情にあった子育て支援を充実する

地域の特徴や家庭の状況とその家族の就業形態の多様化による保育ニーズの変化に対応し、多様な子育て支援サービスの中から、一人ひとりの子どもにとって最善の選択ができるよう体制の充実を図ります。

事業	事業概要
多様な保育、幼児教育ニーズに対応したサービスの充実	乳児保育等の多様な保育サービスの安定的実施と拡充 良好な保育環境のための計画的な施設整備 保育所・幼稚園との統合による幼保一体化の推進（幼保一元化） 子育て支援の機能を充実した「認定こども園」の研究 保育所入所における産前産後休暇、育児休業明け予約制度の周知
親子交流の場づくり	地域子育て支援センターや児童センターの幼児教室の充実 地域の子育てサロンや子育てサークルの充実 親子交流の場への参加のきっかけづくり
子育て一時支援事業の充実	ショートステイ、トワイライトステイ、すみずみ子育てサポート事業、病児病後児デイケアの充実 実施事業所の充実
子育て情報提供の充実	「えちぜん子育て応援誌」の継続発行と内容の充実 市のホームページ等を活用した子育て情報発信の充実
放課後の児童の育成支援	学童保育事業の体制の整備および拡充 地域の実情に応じた放課後子どもプランの推進

特に重点を置く事業

事業	説明	H26目標	関係機関・団体	担当部署
多様な保育、幼児教育ニーズに対応したサービスの充実	特定9事業の実施	別表参照（P42）	保育所 幼稚園 NPO他	児童福祉課 学校教育課
	幼保一体化の推進	3箇所以上の実施		
放課後の児童の育成支援	事業の整備および拡充と合わせ、各地区での放課後子どもプランの推進	全地区で推進	児童センター 公民館 社会福祉協議会	児童福祉課 生涯学習課

子育て支援に関わる人材や団体のスキルアップを図る

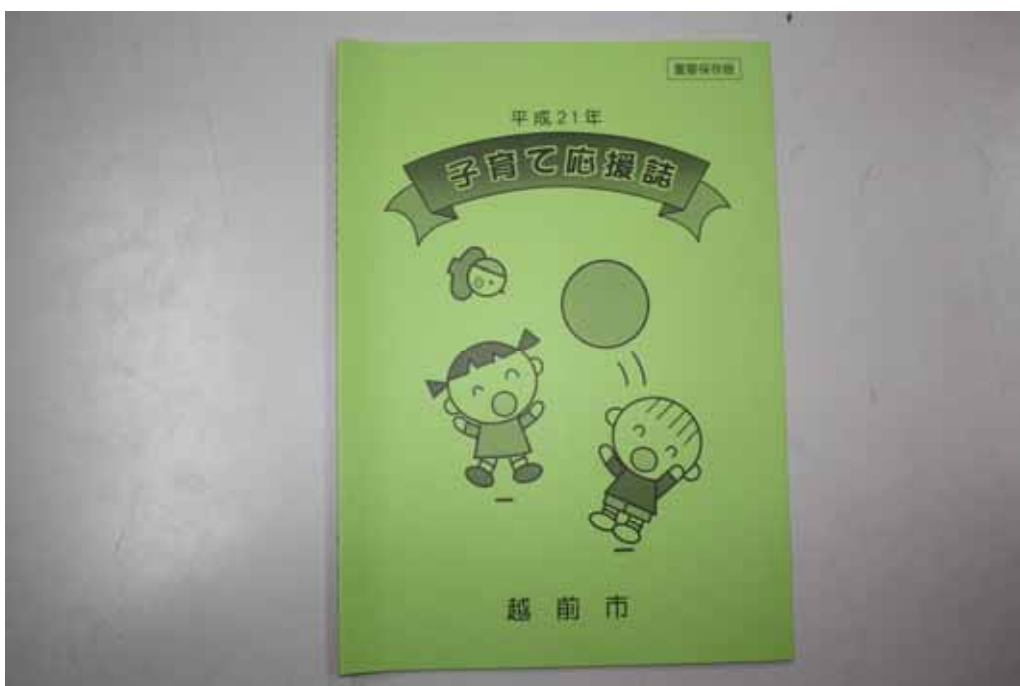
安心して子育て支援サービスを利用できる環境を整備し、支援内容を充実するためには、子育て支援に携わる人材のスキルアップを図ることが重要な課題であります。

子ども一人ひとりの成長、発達に応じたきめ細やかな支援内容と子育て支援機能をより一層充実するため、保育所、幼稚園をはじめとする子育て支援関係者の質の向上に向けた研修会を開催します。

事業	事業概要
保育内容の充実および連携の強化	保育の質の向上に向けた職員研修の充実 保育所・幼稚園合同研修会の開催 保育所、幼稚園および子育て関係機関の連携による保育内容の充実
子育て支援事業関係者の充実および連携の強化	質の向上に向けた研修会 事業所間連絡会の充実

特に重点を置く事業

事業	説明	H26目標	関係機関・団体	担当部署
保育内容の充実および連携の強化	保育の質の向上に向けた職員研修の充実	月1回の開催	保育所 幼稚園	児童福祉課 学校教育課



越前市子育て応援誌

基本柱 子どもの健やかな成長を育む教育・生活環境づくり

重点課題 1 子どもの「生きる力」を育成する

近年、国際化、情報化、高齢化や環境問題など、社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、心身ともに健やかな子どもを育てることの必要性が一層高まっています。

次世代の担い手である子どもが、変化の激しいこれからの社会に対応できる「生きる力」を身につけるためには、家庭、学校、地域、行政が連携しながら、教育環境を充実させることが必要です。

このため、家庭・学校・地域の教育力を向上させ、地域社会の中で大人や子ども同士の交流・共同体験を通じてお互いの個性を認め合いながら、子どもの社会性を育てる必要があります。

子どもの年齢や状況に合わせ、「生きる力」を育成する環境を整える

次世代の担い手である子どもが、確かな学力や豊かな心、健康や体力などの生きる力を身につけ、夢や希望の実現に向けて努力していくことができる教育を総合的に推進し、子どもの状況に応じたきめ細かでゆとりとうるおいのある教育の充実に努めます。

不登校やいじめなど子どもを取り巻く社会環境は複合化しており、また、その子どもの家庭環境の問題も大きく関係しています。その解決のために、多様な機関の有機的な連携によるケアを推進します。

事業	事業概要
学校教育の充実	社会体験や自然体験などを経験させ、自ら学び、考える力の育成 学校独自のテーマをもとに特色ある教育課程を編成し、より充実した学習内容、体験活動、指導方法等で特色ある学校づくりの推進 保護者等が子どもの教育・生活等について話し合う場を開催
学校間・地域との交流事業	市内の子ども同士の交流会や共同体験を実施
教員の資質・能力向上の推進	教員の資質・能力の向上のための研修や支援等の推進 仁愛大学等の研究機関との連携
子ども主体の学校運営	子どもの自主性を尊重した児童会・生徒会運営 一人ひとりの子どもの個性と能力を育むことができる環境整備

障がいのある子どもの受け入れ体制の整備	<p>校内委員会を核としてケース会議等を開催し、職員の共通理解を深め、全校的な支援体制を構築</p> <p>保育所・幼稚園・小学校・中学校および県・市等の関連機関との連携のもと、支援計画の作成</p> <p>障がいに応じた適切な教育環境の整備</p>
文化芸術にふれる機会の提供	文化芸術を鑑賞する機会を提供
子どもが読書に興味をもてる機会の提供	<p>家庭から読まなくなった児童書や文学書等を回収し、修復・整理後、各学校図書館へ設置（蔵書の増加）</p> <p>朝読書、読み聞かせなどの読書活動を推進</p>
食育の推進	<p>保育所、幼稚園、学校給食を楽しむとともに、生きた教材として活用し、発達段階に応じた計画的な指導の充実による、食についての理解の浸透</p> <p>地域で食育と地産地消の取組みを充実（そば作り、もちつき、健康食や伝承料理の料理教室、食育の講演会、食育フェア等）</p>
不登校児、いじめ問題等への対応	<p>学校や家庭・地域・関係機関との連携体制を強化</p> <p>スクールカウンセラーや心のパートナーの活用</p> <p>教育と福祉の連携強化</p> <p>全市的な生徒指導体制の確立</p> <p>適応指導教室の充実</p>

特に重点を置く事業

事業	説明	H26目標	関係機関・団体	担当部署
学校教育の充実	地域の実態に応じた環境教育や福祉教育などで特色ある学校づくりの推進	市内小中学校で推進	小中学校	学校教育課

確かな学力の向上、豊かな心身の育成、信頼される学校づくりに努める

自ら学び、自ら考えようとする意欲、「できた」「わかった」という喜びのある学習は、確かな学力の向上につながり、また、思いやりなどの豊かな心、みずみずしい感性、善悪の正しい判断力の習得などは、豊かな心身を育成します。

学校、保育所、幼稚園は、家庭や地域との連携を密にして地域に根ざした運営に努め、運営の改善・充実を図り、親（保護者）、地域の方々との信頼関係を構築します。

事業	事業概要
学力向上のための教育活動と学習支援の推進	福井県学力調査等を分析して、実態や課題を把握して学力向上プランを作成 指導法の工夫改善を図り、個に応じたきめ細かな学習支援を推進
開かれた学校づくりの推進	「地域・学校協議会」を積極的に活用することによる学校と保護者や地域住民との連携の充実 学校情報の提供を行い、学校に対する家庭・地域の理解の浸透
心の教育の推進	家庭や地域との連携を図りながら、道徳の時間を中心に、体験活動や特別活動と関連づけた道徳教育を推進 福祉体験、ボランティア活動、自然体験活動、世代間交流活動などの体験活動を充実 子育てや青少年健全育成、人権などに関する講座を開催 命の教育の推進 夢ある子どもの育成
進路学習（主に中学校）	将来を豊かに生きるための能力を養うために、職業や上級校等についての調べ学習や職場体験活動を実施

特に重点を置く事業

事業	説明	H26目標	関係機関・団体	担当部署
学力向上のための教育活動と学習支援の推進	福井県学力調査等を分析して、学力向上プランを作成	市内小中学校で実施	小中学校	学校教育課
心の教育の推進	体験活動や特別活動と関連づけた道徳教育を推進	市内小中学校で実施	小中学校 保育所 幼稚園 PTA	学校教育課 生涯学習課 児童福祉課

重点課題 2 地域力を活用した子育てを推進する

核家族化や近隣関係の希薄化が進み、かつて家庭や地域社会が担っていた子育て機能が低下してきています。

子育ては家庭がその第一義的責任を有するという基本認識に立ちつつ、ご近所やお年寄り、さまざまな施設や市民活動団体等、あらゆる地域資源すべてが子育てを支えあう環境づくりが求められています。

地域の中で子どもが伸びやかに成長できる環境を整備する

地域の人材活用を促進し、住民参加のもと施設を開放し、児童生徒を対象としたスポーツや文化活動のほか、地域の文化的な伝承事業などに関わる活動の促進を図ることにより、施設を拠点として地域住民と子どもとの交流の場づくりを推進します。

子どもが伸びやかに成長する環境をつくるため、地域に住む親や子どもをはじめ、あらゆる世代が連携を強め、地域全体で見守り育てていく環境づくりを進めます。

事業	事業概要
地域に根ざした学校、保育所、幼稚園の運営	地域の人材（ゲストティーチャー）の活用 地域住民が参加する機会を設定
地域の活動団体の支援	子ども会、スポーツ少年団への支援
地域で子どもの成長を見守る活動の推進	地域の子どもの地域全体で育てる活動の支援 地域に伝わる遊びや、スポーツ等を通じた三世代交流の促進 年代の異なる子どもの遊びを通じた交流促進 子どもが主体的に取り組むボランティア活動の促進
総合型地域スポーツクラブの推進	子どもから高齢者まであらゆる世代が気軽にスポーツに親しむことができる環境の整備・充実 未設置地区に対する研修会等の啓発

特に重点を置く事業

事業	説明	H26目標	関係機関・団体	担当部署
地域に根ざした学校 保育所、幼稚園の運営	地域の人材を活用し 交流事業を実施	市内全園、全小中学校 で実施	保育所 幼稚園 小中学校 P T A	学校教育課 児童福祉課
地域で子どもの成長 を見守る活動の支援	三世代交流事業の実 施	全地区で実施	自治振興会 N P O 他	学校教育課 生涯学習課 スポーツ課 児童福祉課

地域における親育てを推進する

全ての子育て家庭が安心して子育てを行うために、地域の人々との結びつきや支援が不可欠です。身近で多くの支援を受けることが、親に安心感を与え、親子の成長へとつながります。

現在、母親クラブや子育てサロン・サークルなどで、親育てに関する活動が行われていますが、今後さらに、市民と行政が協働して子育ての支援に取り組み、市民の主体的な力が活性化するようなサポート体制を推進します。

事業	事業概要
地域力を生かした親育て	子育てサロン・サークル、地域活動組織、自治振興会の活動の推進 子育てに関する相談や、学習会・研修会等の充実 地域の先輩パパママを中心とする家庭教育支援チームの活動を市内各地区に周知し、ネットワークを構築

特に重点を置く事業

事業	説明	H26目標	関係機関・団体	担当部署
地域力を生かした親育て	子育てサロン・サークル、地域活動組織、自治振興会の活動の推進	全地区で推進	自治振興会 NPO 他	生涯学習課 児童福祉課



子育て総合支援センターでのイベント

重点課題 3 家庭教育力の向上への取組みを推進する

生涯を通じて人としての人格が形成されるには、幼少の時から、成長に適した環境の中での豊かな体験の積み重ねが大きく影響しています。多様な人と触れ合うこと、知恵を出し合って活動すること、自然に親しむことなどの体験が減少している現在においては、地域社会が積極的にこれらの活動を仕掛けていくことが必要です。

また、家庭では、子どもの自立への意欲の基盤をしっかりと築くため、親が子育てを日常的に実践できる環境を整えることも必要です。

豊かなふれあい体験を通して家庭教育力を向上する

生活力を高めるためには、幼い時からヒト・モノ・コトとのふれあいを重視し、生活体験を豊かにすることが大切です。親と子がともにさまざまな事柄に取り組む機会や、地域に根ざしたさまざまな文化や伝統に触れる機会を増やすことで、進んで家庭生活や社会、仲間とかかわる意欲や態度を培います。

また、豊かなふれあい体験を通して、子どもが将来にわたって実生活に活かしていけるようにし、自らの家庭生活を振り返った時、家族に感謝する心を培います。

事業	事業概要
子ども文化の推進	多様な文化と触れ合う巡回型の演劇会、音楽会等の実施 小さな時から良質な本に親しませる「えほんであのね」事業の実施 子どもの読書を推進するための出前ブックトーク、読み聞かせ等ボランティアグループの育成と親学習の推進
ふるさと子ども文化の伝承	自然の遊び体験、地域の伝統行事、伝統料理、福井の昔ばなし、ふるさと子ども文化の親子体験と継承
地域での体験事業	放課後子ども教室において、親と子の各種体験事業を開催 地域防災訓練への親子参加
日常生活力の訓練事業	掃除、洗濯、料理および買い物等の日常生活の基本学習・基礎技術習得の促進 合宿通学の実施(親元をはなれ、施設に宿泊し、通学する。料理や掃除などを行い、自立を促進する)

特に重点を置く事業

事業	説明	H26目標	関係機関・団体	担当部署
日常生活力の訓練事業	合宿通学の実施	全地区で実施	自治振興会 他	生涯学習課 学校教育課

家庭教育の充実に向けた取組みを支援する

思いやりの心を育て、心豊かな家庭づくりを推進するため、学習機会と相談体制の充実に努めるとともに、家庭・学校・地域の連携・協力を強化し、社会全体で子育てを支援する体制の整備・充実に努めます。

また、行政は、子育て家庭を経済的に支援し、家庭の安定を図り、安全に暮らせる住環境づくりを目指します。

事業	事業概要
子どもを事故や病気から守る	子どもの事故防止や家庭看護についての啓発 小児救急医療体制の周知とかかりつけ医を持つことの推進
家庭の教育力の向上	各家庭における生活習慣、運動習慣づくり 家事分担を通じた親子間コミュニケーションの向上 子育て相談や研修会・勉強会への講師派遣制度の充実 家庭教育力を向上させるための学習会の開催
子育て総合センターの機能拡充	家庭児童相談室を中心とした相談体制の充実 関係機関の連携強化
乳幼児医療費の助成	乳幼児医療費助成制度の充実
経済的支援の充実	子ども手当等支給事業の推進
良好な居住環境づくり	住宅の耐震診断および改修の促進 市営住宅の空き情報提供 まちなかキッズルームの拡充

特に重点を置く事業

事業	説明	H26目標	関係機関・団体	担当部署
家庭の教育力の向上	家庭教育力を向上させるための学習会の開催	年60回の開催	保育所 幼稚園 小中学校 PTA 他	生涯学習課 学校教育課 児童福祉課

重点課題 4 子どもの安全を守る環境をつくる

子どもにまつわる犯罪が凶悪化、深刻化し、それらの脅威から子どもを守ることがさらに重要になっています。交通や情報網の発達により便利な社会になった反面、子どもにその影響が及んでいます。親にとって子どもが子どもらしく安心して楽しく過ごせるかどうか大きな課題となっています。子どもを危険から守り、子どもが将来の夢と希望を自由に描けるような安全な社会を目指します。

地域の中で安心して生活できる環境づくりを推進する

のびのびと楽しく遊ぶことは子どもの精神的、身体的な成長にとって必要不可欠です。自動車の増加等の環境の変化により、子どもの安全な遊び場は減少しています。自然とふれあいながら、また他の子どもとの交流を通して遊びの経験を多く持てるような地域づくりを目指します。

子どもの安全に配慮したまちづくりは、子どもにとっても親にとっても重要な課題です。核家族化が進んでいる現在、子どもが少人数でものびのびと安心して過ごすことができるような社会をつくるためには、地域の大人たちの協力が必要です。また子どもが自分の身を守れるように安全への自覚の育成が重要となっています。

事業	事業概要
施設の安全の確保	幼少期における防火教室の推進、避難訓練の実施 消防用設備等および危険物施設等の安全確保 家庭内への防火器具設置啓発
交通安全の促進	交通安全危険施設の改善、防犯等の整備 交通安全意識を啓発し交通安全教室を開催 児童の登校時に交差点等に監視員を配置（交通指導員、学校ボランティアなど）
「子ども 110 番の家」の拡充およびネットワーク化事業	児童が犯罪に遭わないよう、既存の「子ども 110 番の家」の見直し、マップ化の推進 学校での利用方法の指導
地域防犯パトロールの充実	地域防犯パトロールの実施 児童の登下校時の見守り活動 交通危険箇所や不審者発生情報を掲載した安全マップの作成と活用 子ども安心県民作戦の充実
不審者・緊急等の情報システムの整備	緊急連絡メールの活用促進

防犯器具の推奨と教育	防犯教育を推進するために、小学生向け防犯ガイドブックを配布 児童に防犯ブザーを配布し、その使用方法や不審者に遭遇した場合の指導
子どもの遊び場の拠点と居場所の確保	放課後の子どもの遊び場、居場所としての児童館機能の充実・整備 放課後子どもプランの推進 中学生以上の児童が参加しやすい活動の充実
自然とふれあえる場の確保と充実	子どもが安心して遊べるような公園等の整備や改修 ビオトープ、ホタルの里づくりの推進 環境や安全に配慮した護岸の整備の推進 田植え等の農作業体験 自然観察講座等の開催 環境教育を推進し、子どもエコクラブへの参加促進

特に重点を置く事業

事業	説明	H26目標	関係機関・団体	担当部署
地域防犯パトロールの充実	見守り活動など地域パトロール体制の整備	全地区で整備	P T A 子ども会 自治振興会 他	防災安全課 学校教育課 生涯学習課 児童福祉課

有害情報から子どもを守る対策を推進する

インターネットや携帯電話の普及により情報化社会が急速に進展し、簡単にいろいろな情報を得ることができるようになりました。それらの情報網を子どもが上手に利用できるように、周囲の大人の理解と見守りが必要になります。また、有害情報を発信する店舗等に協力を求め、子どもを有害図書などの脅威から守るよう努めます。

事業	事業概要
有害情報からの保護活動の促進	インターネット等からの有害情報に対し、安全に情報を利用するための教育の充実 フィルタリングソフトのPRおよび有害情報に対応する携帯電話の機種の利用促進 保護者等に対する啓発活動(有害情報を子どもに触れさせない等)の促進

有害環境の浄化活動の促進	有害環境調査活動の推進 有害環境の規制にかかる条例に基づき、越前市違反広告物監視員による浄化活動 コンビニエンスストアやカラオケ店等に対する協力要請 定期的な巡回補導の実施 愛護センターの活動、市民会議における啓発などを実施
--------------	--

特に重点を置く事業

事業	説明	H26目標	関係機関・団体	担当部署
有害情報からの保護活動の促進	有害情報からの保護活動の実施	全地区で実施	自治振興会 警察 PTA	愛護センター 生涯学習課 学校教育課
有害環境の浄化活動の促進	有害環境の浄化活動の実施	全地区で実施	越前市青少年問題協議会	都市計画課 児童福祉課



子ども110番の家 看板

基本柱	支援を必要とする子どもとその家庭への自立援助体制づくり
-----	-----------------------------

重点課題 1 児童虐待や養育放棄等要保護児童対策を強化する

核家族化の進展に伴う孤独な子育て環境の中での育児ストレス、ステップファミリーなどの複雑な家庭環境の中で育つ子どもの増加、そして世界的経済不況による失業や不就労による経済的困窮などから子どもが被害者となる虐待事件が増加しています。

虐待予防の観点から、地域の人材を活用し、早期に発見し早期に対応するための児童相談体制の充実を図ることが必要です。

また、虐待を受けた子どもとその家庭には、専門職によるソーシャルワークと心理的ケアが求められています。

子どもへの虐待の未然防止対策を推進する

早期発見・早期対応を推進するため、市民にも広く児童虐待防止について周知するとともに、民生児童委員や関係機関職員がさらに専門的な知識を習得し、対応ができるよう学習会を開催します。

また、家庭や地域で孤立して悩んでいる人たちに対し、地域の人材なども活用して相談機関に関する情報を提供します。

事業	事業概要
児童虐待防止啓発事業の充実	地域、一般市民を対象とした学習会（出前講座）の開催 民生児童委員・主任児童委員、関係機関職員への学習会開催
早期発見・支援体制の充実	第一義的総合相談窓口としての家庭児童相談室の体制充実 虐待通告義務を持つ児童関係機関との連携強化と通告者保護の徹底 児童家庭支援センターによる施設入所児童へのケースワーク体制の充実
相談窓口の周知	広報活動の充実
こんにちは赤ちゃん事業の推進	地域の人材を活用した家庭訪問の推進 気軽に相談できる相談窓口の周知

特に重点を置く事業

事業	説明	H26目標	関係機関・団体	担当部署
こんにちは赤ちゃん事業の推進	地域の人材を活用した訪問事業	訪問率 100%		健康増進課 児童福祉課

虐待を受けた子どもに対する支援を充実する

虐待を受け、心や体に傷を負った子どもに対しては、専門的ノウハウを持つ児童養護施設を中心に、関係機関とも連携を強化し、専門的な治療と継続した支援を行います。

事業	事業概要
専門機関の連携強化	医療機関との連携強化による要保護児童対策地域協議会の充実
早期対応と継続した支援	早期対応の体制整備 産後うつ、ハイリスク家庭への対応強化
虐待を受けた児童や虐待した親の自立支援	大学等の心理専門職による心理判定やカウンセリング事業への取組み強化 個別ケースに対応した支援の充実
専門機関の質の向上	研修会、学習会への参加
児童養護施設の機能充実・整備	家庭的ケアを実践できる小舎制ユニット型児童養護施設の新設
児童養護施設との連携	児童養護施設の機能（民間活力）を活用した協働事業の検討と実施
施設退所児童への自立支援	児童自立サポート事業の推進 施設退所児童の居場所づくり

特に重点を置く事業

事業	説明	H26目標	関係機関・団体	担当部署
児童養護施設との連携	施設の機能を活用した協働事業の検討	協働事業の実施	児童養護施設	児童福祉課

重点課題 2 ひとり親家庭の自立支援を推進する

全国的に離婚家庭が増加していますが、本市においても離婚を原因としたひとり親家庭が増加しています。

ひとり親家庭への支援は、経済的支援を中心に行われてきましたが、今後は、就業支援、子育て・生活支援、養育費の確保など総合的な自立支援策が必要となっています。

本市では、平成20年度に策定した「市ひとり親家庭自立支援計画」を着実に推進し、ひとり親家庭の親と子が社会の中で自立し、心身ともに健やかで文化的な生活を送ることができるよう支援します。

ひとり親家庭へのきめ細かな対応を推進する

ひとり親家庭が抱えている悩みを少しでも解消できるよう、携帯メールを利用した情報提供を充実し、同じ悩みを抱えている人たち同士が集う機会を提供していきます。

また、専門相談員による相談体制も充実し、制度の周知や一人ひとりが抱えている問題の解決に努めます。

事業	事業概要
情報提供、相談機能の充実	周知用リーフレットの配布 携帯メールによる情報配信 広報誌の活用 プチサロンの開催 専門相談員による相談の充実
子育て、生活支援の推進	母子家庭等日常生活支援事業の充実 就学支度金交付事業の実施

特に重点を置く事業

事業	説明	H26目標	関係機関・団体	担当部署
情報提供、相談機能の充実	携帯メールによる情報発信	年12回発信	母子寡婦連合会 県母子家庭等就業・自立支援センター 県	児童福祉課

ひとり親家庭の子ども、保護者の自立支援体制を充実する

ひとり親家庭、特に母子家庭においては就業面において不利な状況におかれており、経済的にも極めて不安定な状況におかれています。保護者が経済的に自立し、その家庭の親と子が心身ともに健やかで文化的な生活を送ることができるよう、就労支援、養育費確保のための支援や経済的支援を推進します。

事業	事業概要
就労支援の推進	<p>就労相談の充実（ハローワークとの連携強化）</p> <p>母子家庭等就業自立支援センターによる就業相談の充実</p> <p>武生地域職業訓練センター講座の受講料減免による受講充実</p> <p>母子家庭等教育訓練給付金事業、看護師就労応援事業、高等技能訓練促進事業の推進</p>
養育費確保の推進	<p>法律相談の充実</p> <p>県養育費相談員との連携強化</p>
経済的支援の推進	<p>児童扶養手当支給事業（母子家庭対象）</p> <p>児童育成手当支給事業（父子家庭対象）</p> <p>医療費助成制度事業</p> <p>福祉推進資金の貸付事業</p> <p>就学困難家庭への各種奨学援助金等の充実</p> <p>情報提供の充実</p>

特に重点を置く事業

事業	説明	H26目標	関係機関・団体	担当部署
就労支援の推進	関係機関におけるネットワークの構築（情報収集）	年2回開催	ハローワーク 県母子家庭等就業・自立支援センター	児童福祉課
養育費確保の推進	法律相談、県相談員との連携強化	年6回開催	県母子家庭等就業・自立支援センター	児童福祉課

重点課題 3 障がいのある子どもとその家庭への総合的な支援体制を充実する

障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、乳幼児期からの一貫した支援体制の充実が必要です。そのために、早期発見体制を充実し、切れ目のない一貫した支援策が求められています。

また、学習障害、多動性障害、高機能自閉症等の発達障害が近年クローズアップされるようになりました。学習障害等の発達障害などは、保育所や幼稚園で集団生活をおくる年齢になってから顕在化することが多いと指摘されています。また、障がいの特性について市民の理解が進んでいないことも問題となっています。

保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、地域社会の中で充実した生活を送ることができるとともに、社会の中で自立できるよう支援策の充実が求められています。

障がいのある子どもや親への総合的な支援体制を充実する

障がいの有無に関係なく、生き生きと活躍できる共生社会を築くため、相談体制を充実し、保健、医療、福祉、教育等の関係者が連携を強化した上で継続した支援を行い、子どもの社会的自立を図ります。

事業	事業概要
相談支援体制の充実	関係機関と連携した相談支援事業の充実 ピアサポート事業の充実
早期対応支援	ソーシャルスキルトレーニングの取組み 対応職員等の人材育成（質の向上） 関係機関の連携強化による早期発見、早期対応
関係機関の連携強化	保健、医療、福祉、教育機関等の連携強化
社会生活への支援	保護者の交流を目的とする会の育成 公共施設等のバリアフリー整備促進 重度心身障害児医療費助成による経済支援 児童デイサービス事業の充実
放課後や夏休みの居場所確保	障がい児学童保育、地域生活支援事業等の利用促進 福祉サービス事業所への受入れ先拡大促進
学校卒業後の進路に対する支援	雇用機会の拡大、就労の安定 通所施設の入入れ体制の充実 学校、ハローワークとの連携による就労支援 事業所への研修体制の充実
地域生活や余暇を楽しむ支援・援助	地域ボランティアの育成 実情に応じた福祉サービスの利用の推進

特に重点を置く事業

事業	説明	H26目標	関係機関・団体	担当部署
早期対応支援	関係機関職員の資質向上 (研修会含む)	年2回開催		社会福祉課 健康増進課 学校教育課 児童福祉課
放課後や夏休みの居場所確保	福祉サービス事業所への受け入れ拡大促進	受入率90%	福祉サービス事業所	社会福祉課 健康増進課 学校教育課 児童福祉課

発達障害児への支援を推進する

発達障害や疾病を早期に発見し、発達の評価を的確に行えるように、医療機関や保育所・幼稚園等関係機関と連携し、一貫した支援を推進します。

また、家族への相談体制を充実するため関係職員のスキルアップを図ります。

事業	事業概要
相談支援体制を強化	発達相談会の充実 親が子どもの発達特徴を捉えるための相談・教室の実施 親の会への支援 関係職員の質の向上 乳幼児健診事業との連携による早期発見
支援の必要な乳幼児に対して療育を実施	個別支援計画による療育の実施 保健、医療、福祉、教育機関等との連携強化

特に重点を置く事業

事業	説明	H26目標	関係機関・団体	担当部署
相談支援体制を強化	関係機関職員の資質向上 (研修会含む)	年2回開催		社会福祉課 健康増進課 学校教育課 児童福祉課

重点課題 4 外国人等の子どもとその家庭への支援を充実する

両親またはどちらかの親が外国人である家庭や、外国人の親とのステップファミリーなど、外国人を含む家庭の増加に伴い、その子どもも増加しています。生活習慣や養育感の違い、国籍や戸籍などのさまざまな問題が子どもを取り巻き、相談体制の充実が求められています。

また、言葉の壁による学校への不適応を起こす子どもへ、日本語教育のシステムや日本語指導の対応が求められています。

外国人等の子どもや親への総合的な支援体制を充実する

日本語指導の必要な子どもに、日本語教育の初期対応システムを構築し、支援体制を充実します。また、関係機関の各相談員と連携し、家庭への相談体制を充実します。

事業	事業概要
外国人等の子どもへの学校生活支援の充実	初期対応の充実（日本語教育） アクセスワーカーなど対応職員の充実
相談支援体制の強化	国際交流協会との連携 外国人生活相談員との連携 関係機関の連携会議

特に重点を置く事業

事業	説明	H26目標	関係機関・団体	担当部署
外国人等の子どもへの学校生活支援の充実	初期対応教育プレスクールの実施	1箇所を実施	国際交流協会	学校教育課

基本柱	親子の心と体の健やかな成長を支援する体制づくり
-----	-------------------------

重点課題 1 母と子の心と体の健康づくり事業の取組みを充実する

親と子の健康が確保されることにより、子どもはすくすくと育ちます。母子保健対策事業において健康診査や保健指導を充実し、妊娠期からの継続した育児支援策が求められています。

母と子の心と体の健康づくり事業の取組みを充実する

妊娠期からの日常生活におけるきめ細やかな健康支援をはじめ、出産や育児に対する不安の軽減、育児について学ぶ機会を充実します。また、育児をする親の自己肯定感が子どもの健やかな成長に重要であることから、相談体制を充実し心の健康づくりに努めます。

事業	事業概要
母体の健康づくりの推進	母子健康手帳発行時の面接相談体制の充実 妊婦健康診査の積極的な受診勧奨と事後指導の充実 健康教育、保健指導の実施 両親学級への参加勧奨 出生連絡票の周知 助産師による訪問指導 不妊治療費の一部助成や不妊相談、治療機関等の情報提供
乳幼児健康診査の充実	乳幼児健康診査事後指導（発達相談）の充実 幼児健康診査（1歳6か月、3歳）において健診内容の充実と事後指導 小児科医との母子保健連携会議の開催
支援を必要とする母子への対応	若年、高年妊婦への支援 支援の必要な乳幼児の早期発見・早期対応
家族の育児力の向上	父子健康手帳、家族向けチラシの配布 妊婦同士の交流の促進 両親学級での家族向け教育の実施 家族全体への健康支援

親子の心の健康づくり	母子保健事業での相談充実 自己肯定感の醸成への支援 産後うつ等の早期発見
思春期からの健康づくり	生活習慣病の早期予防と正しい知識の普及 校医と連携した生活習慣病の指導 母子保健と学校保健関係者の連携 薬物、飲酒、喫煙防止教育の充実

特に重点を置く事業

事業	説明	H 26 目標	関係機関・団体	担当部署
親子の心の健康づくり	幼児健診の受診者に対して親の自己肯定感醸成の啓発	受診率 100%		健康増進課

重点課題 2 生まれた時からの心と体の発達向上に取り組む

乳幼児期の基本的な生活習慣や親子関係が子どもの体の発達だけでなく、心や社会性の育成を図ると考えられています。しかしながら、核家族化や育児情報の氾濫などを背景に、母親の多くは、さまざまな不安やストレスを抱えながら育児をしています。乳幼児期における基本的な生活習慣の確立や良好な親子関係・愛着関係の確立の大切さを周知するとともに、実践できる力を身に付ける支援策が求められています。

子どもの基本的な生活習慣・食習慣を確立する

乳幼児期の食生活や生活リズムは、子どもの心と体の健やかな成長に大きく影響します。特に乳幼児期は、家庭の生活習慣が子どもに大きく影響することから、その重要性を認識し、「早寝・早起き・朝ごはん」をスローガンに掲げ、基本的な生活リズムを子どもが身につけることができるよう取組みを推進します。

事業概要	
早寝・早起き・朝ごはん事業の推進	幼児健診時でのアンケートの実施と事後指導 赤ちゃん教室、子育てサロンでの事業の推進 出前講座の実施
離乳食教室、幼児食指導の実施	育児相談、2か月児セミナーにおける離乳食教室の実施 1歳6か月児健診での幼児食指導の実施

特に重点を置く事業

事業	説明	H26目標	関係機関・団体	担当部署
早寝・早起き・朝ごはん事業の推進	各保育所、幼稚園、幼児健診、地域のサロンなどで啓発事業	年60回実施	保育所 幼稚園 市民活動団体 PTA	学校教育課 健康増進課 児童福祉課

安定した愛着関係の重要性を理解する取組みを推進する

良好な親子関係、信頼関係を構築できるよう、乳幼児期における愛着形成の確立の重要性を周知します。また、父親の関わりが母親の育児不安やストレスの軽減、さらには、子どもの心身の健やかな成長に大きく影響することから、父親の関わりの重要性についても周知し、実践できるよう支援します。

事業	事業概要
母乳育児の推進	授乳時の話しかけ推進 助産師による訪問事業の推進 両親学級等での周知 相談体制や情報提供の強化
愛着形成の重要性についての周知	赤ちゃん教室、子育てサロン等における教育 両親学級における教育 出前講座の実施 仁愛大学と調査研究
父親の関わりの推進	父親の関わりの重要性を周知 父子ふれあい事業の実施

特に重点を置く事業

事業	説明	H26目標	関係機関・団体	担当部署
愛着形成の重要性について周知する	2か月児セミナーにて啓発事業	セミナー参加率 60%	仁愛大学	健康増進課 児童福祉課

重点課題 3 次世代の親を育成する

思春期から妊娠・出産・育児期における母と子を取り巻く環境が変化し、身体的、精神的健康がおびやかされ、命や性の軽視、心の問題、また育児不安や虐待などさまざまな問題を抱えるようになってきています。そこで、人との関わりや共感を高め次世代の親を育成するために、乳幼児とのふれあい体験が重要となります。

また、若者の自立を促進するため、情報提供や相談体制の充実などの支援が求められています。

「いのち」の大切さや子どもを産み育てることの喜びを実感できる取組みを推進する

思春期の男女に乳児とふれあう機会を提供し、体験を通して父性や母性の涵養を図ると共に生命の尊厳や性に関する教育を行うことにより子どもの健全な育成を推進します。

事業	事業概要
赤ちゃん抱っこ体験事業の推進	小・中学校において乳幼児とふれあい体験や命の大切さを学ぶ機会の設定（赤ちゃん抱っこ事業）
保育ボランティア事業の推進	小・中学校に保育体験を推進する
年齢に応じた幼児期からの生命（いのち）教育の推進	幼児期から思春期まで、年齢に応じた性に関する指導

特に重点を置く事業

事業	説明	H26目標	関係機関・団体	担当部署
赤ちゃん抱っこ体験事業の推進	中学校における乳児ふれあい体験事業を推進する。	全中学校で実施	市内中学校	健康増進課 学校教育課 児童福祉課

若い世代が社会的に自立し、家庭を持つための支援を充実する

子どもが心豊かに成長し、生きがいや夢をもって主体的に次世代を生き抜いていく力を身に付けるための実践的知識の修得、人権、進路学習における年齢に応じた教育の充実を図ります。

また、不登校 引きこもり ニートなど、“子ども～青年”期の社会環境は著しく変容しているため、多様な機関の密接な連携による相談体制を充実します。

事業概要	
職場体験学習の充実	社会性を身につけるための職場体験学習を実施
就職、再就職のための訓練と情報の提供充実	武生地域職業訓練センターでの(独)雇用・能力開発機構と連携した職業訓練
家庭生活応援学習	消費者教育の推進
出会いの場創出事業	民間活力を活かした事業の推進
支援を必要とする若者への家庭支援	相談体制の充実 学校・家庭・地域および関係機関の連携体制の強化

特に重点を置く事業

事業	説明	H26目標	関係機関・団体	担当部署
支援を必要とする若者への家庭支援	関係機関の連携会議	年6回開催	ふくい若者サポートステーション	学校教育課 生涯学習課 社会福祉課 健康増進課 商工政策課 児童福祉課



赤ちゃん抱っこ体験事業

特定9事業目標事業量

本計画を策定するにあたり、保育サービスをはじめとする地域における子育て支援の充実を図るため、小学校6年生までの子どもがいる2,200世帯を対象にニーズ調査を行いました。

このニーズ調査での利用希望結果等と推計人口を用いて平成26年度におけるニーズ量を推計し、前期行動計画の目標事業量とも考慮しながら、具体的な目標事業量を設定しました。

事業名		現状値(平成21年度) (実績見込)	目標値(平成26年度)
通常保育事業	児童数	2,800人	2,800人
延長保育事業	か所	24	24
	利用者数	700人	700人
トワイライトステイ事業	か所	1	1
	定員数	5人	5人
休日保育事業	か所	2	2
	1日の受入人数	60人 (実利用人数:10人)	60人
病児・病後児保育事業	か所	2	2
	定員×開設日数	2,400人 (実利用人数:延1,000人)	2,400人 (ニーズ調査より見込:1,600人)
放課後児童健全育成事業	クラブ数	24	27
	登録児童数	670人	820人
地域子育て支援拠点事業 (ひろば型、センター型、児童館型)	か所	3	3
一時預かり事業	か所	20	24
	定員×10%×開設 日数	62,000人 (8,000人:実績)	74,000人 (9,700人:実績)
ショートステイ事業	か所	1	1

第4章

計画の推進

第4章 計画の推進

次の項目を基本にし、市民が参画できる体制により、本計画を推進していきます。

(1) 次世代育成支援対策は、国や県との連携や協力はもちろん、各関係機関および市民の参画による協力システムの充実を図り、行政の持つさまざまなノウハウを市民団体等と共有し、総合的な施策の実現を図るものとします。

(2) 本計画の実現に向けて、子ども、家族の要望や地域環境の変化に応じて適宜見直しを図る必要があります。

このため、次世代育成推進事業評価委員会において、年度毎に計画の実施状況を点検し、評価いたします。

また、その結果を踏まえて次世代育成推進協議会で、事業計画の検討や見直しを行います。

(3) 統括する部署により、計画の進捗状況を把握し、事業が効果的に実施されるよう配慮します。

(4) 本計画は、子どもの育ちや家庭に理解と関心を持ち、市民をはじめ地域や関係機関など社会全体で連携して支援していこうとするものです。このため、計画の内容を広く市民に理解してもらうために、市の広報やホームページをはじめ、あらゆる機会をとらえて、計画の周知を図っていきます。

資料編

用語の解説

あ行

アクセスワーカー …… 外国人児童生徒在籍校を巡回し、通訳や翻訳、教育相談、学級でのチームティーチングを行い、教育相談体制、学習支援体制の充実を図り、保護者の悩みや相談に対応し、学校と外国人家庭との連携役を担う

愛着形成 …… 人間の場合、生後6か月くらいで特定の人物（母親）への愛着が生まれる。これがうまく形成できないと虐待につながる場合が多い。

か行

家庭児童相談室 …… 家庭内での児童教育及び児童家庭福祉の相談業務などを充実させることを目的とし、福祉事務所に設置された組織。本市では平成20年度から設置されている。**か 看護師就労応援事業** 母子家庭の母が看護師や介護福祉士等の資格取得のために、母子寡婦福祉資金（生活資金）の貸付を利用して養成施設等で2年以上修学し、技能を修得した後、取得した資格を活かして就職した場合に給付金を支給する事業。

学習障害 …… 基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推理する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな障害を指すもの。

虐待通告義務を持つ児童関係機関 …… 学校、保育所、保健所、警察、民生・児童委員（主任児童委員）など

ケースワーク …… 困難な課題、問題をもった方が主体的に生活できるように支援、援助していく、個別的な効果を意識した社会福祉援助技術

校内委員会 …… 特別な教育的支援を必要とする子どもの実態把握を行い、保護者の願いを聞き、関係機関との連携のもと、学校全体でより適切な指導・支援をするための組織

子育てサークル …… 地区の公民館などで、主に未就園児の親子活動を行っているサークル。本市では8つのサークルが活動している。

子育て総合センター …… 家庭児童相談室を中心として、子どもに関するあらゆる相談に乗る施設

子ども110番の家 …… 子どもが危険を感じたときに保護を求めて駆け込む緊急避難先。子どもが駆け込んできた際には、子どもを保護するとともに、警察に通報するなどの処置がとられる。対応のためのマニュアルも準備されている。

子どもエコクラブ …… 地域の中で子どもたちの環境学習や実践活動を行うクラブ。小中学生であれば誰でも参加でき、会員になるとニュース配信などの情報提供、交流の案内を行う。

高等技能訓練促進費・・・母子家庭の母が看護師や介護福祉士等の資格取得のために、養成機関等で修業する場合に支給される手当。要件あり

高機能自閉症・・・3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く、特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。

個別支援計画・・・障害のある乳幼児の一人一人のニーズを正確に把握し、各人に応じた支援を行なっていく計画

子どもの権利条約・・・平成元年の国連総会で採択された。世界中の子どもたち一人ひとりに人間としての権利を認め、子どもたちがそれらの権利を行使できるように世界の国々が決めた条約。日本も平成6年に締結している。

さ行

ショートステイ・・・発達や言葉に遅れのある子どもとその家族を対象に、個別・グループでの遊びや活動を通じて、情緒や運動・言葉の発達を促すための療育を行う。保護者の事情で家庭で保育できなくなったお子さんを一定期間預かる制度。本市では進修学園が行っている

小舎制ユニット型児童養護施設・・・1つの建物をいくつかの空間（ユニット）に分け、1ユニットにつき8～12人くらいの児童と職員が入居し、生活するシステム。より家庭的な生活体験が営める。少人数であることから、相互作用が密になり、職員は責任感や愛情が高まり、より自主的で柔軟な活動が行いやすいという利点がある。

初期対応教育プレスクール・・・外国人を対象として、日本語や日本の生活習慣を中心に学習する学校

出生連絡票・・・母子健康手帳についており、必要事項を記入し健康増進課に郵送する。郵送する事で保健師の訪問が受けられる。

事業所間連絡会・・・子育てに関する情報共有のための連絡会

自治振興会・・・福祉、環境、安全、防災、文化、スポーツ活動など日常生活に関連した身近な課題について、自ら考え、自らが解決していくための組織。地区内の意見や課題を幅広く収集し、事業の検討や地域自治振興（まちづくり）計画の策定を行い、事業を実施する主体的な役割を担っている。

児童家庭支援センター・・・18歳未満の子どもに関するさまざまな相談を受け付け、相談員による見守りや心理士によるカウンセリングを行う施設。進修学園に併設している。

児童自立サポート事業・・・児童養護施設を退所した児童が、1人で日常生活を送る事ができるように援助を行う事業

児童デイサービス事業・・・発達や言葉に遅れのある子どもとその家族を対象に、個別・グループでの遊びや活動を通じて、情緒や運動・言葉の発達を促すための療育を行う

自己肯定感の醸成・・・ 子どもにとって自分は必要とされ愛される存在だと思えることが子どもの成長にとって重要であり、親が子どもを心から褒めることにより、子どもの自己評価を高くし、自己肯定感をもたらすこととなる。

すみずみ子育てサポート事業・・・ 就職活動、疾病、事故その他のやむを得ない事由により家庭での保育が困難なときに一時的に子どもを預かる事業。市内で4か所が行っている。

ステップファミリー・・・ 夫婦の一方あるいは双方が、前の配偶者との子どもを連れて再婚した時に誕生する、血縁関係のない義理の関係が新しく含まれた家族

総合型地域スポーツクラブ・・・ 平成7年(1995年)から文部省のモデル事業として始まった、人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブ。子どもから高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営される。

ソーシャルワーク・・・ さまざまな社会福祉制度・政策上において専門的な技術・知識を相互活用し、対象者を援助するための技術

ソーシャルスキルトレーニング・・・ 生活を送る上で必要な人間関係を確立・維持するために行なう訓練。

た 行

多動性障害・・・ 年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、または衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会活動や学業の機能に支障をきたすもの。

第一義的総合相談窓口・・・ 平成17年4月の児童福祉法の改正により市町村は単なる児童相談の初期窓口の役割を果たすだけでなく、個別事例の援助方針を関係者と決め、実際に援助を行っていく役割を果たすことが求められるようになった。すなわち、(1)相談・通告の受付、(2)受理会議(緊急受理会議)、(3)調査、(4)ケース検討会議、(5)市町村による援助、児童相談所への送致等、(6)援助内容の評価、(7)相談援助活動の終結といった、児童家庭相談におけるすべての過程において、市町村が第一義的な役割を担うことが必要

地域職業訓練センター・・・ 事業主や中小企業等で働く方の講習会、研修会、職業訓練を行ったり、職業能力向上を図るための各種講座、講習会を開催する施設

地域子育て支援センター・・・ 保育所を地域の子育て支援拠点に、入所している子どもだけではなく、在宅で子育てをしている親とその子どもを支援する拠点。保育士が、無料で相談に乗り、子どもの遊び場を提供したり、関連機関の紹介を行っており、本市には3か所ある。

地域子育て支援拠点事業(ひろば型、センター型、児童館型)・・・ 地域において子育て親子の交流の促進や子育てに関する相談の実施等を行う子育て支援の拠点を身近な場所への設置を促進する事業。本市では3つの子育て支援センターがある

地域生活支援事業・・・ 障害者自立支援法に定義づけられた市町村および都道府県が行う事業。法律上実施しなければならない事業のほか、市町村や都道府県の判断により、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活の営むために必要な事業を実施できる。具体的には相談支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業などがある。

トワイライトステイ・・・ 保護者の仕事が夜間におよぶ場合、子どもだけで留守番させるのは心配だという方のため、子どもを預かる制度。本市では進修学園が行っている。

な行

認定こども園・・・ 保育所および幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育および教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、都道府県知事が条例に基づき認定する。親が働いている・いないにかかわらず利用できる施設

日本語教育の初期対応システム 初期対応教育プレスクール

妊婦健康診査・・・ 胎児の成長や母体の健康をチェックする診査。本市では健診14回分まで公費の助成を行っている。

は行

ハイリスク家庭・・・ 虐待をする危険性が高い家庭

病児病後児デイケア・・・ 子どもが病気または病気回復期に保護者の仕事の都合、傷病、自己、出産、冠婚葬祭などの理由で看護できない時、一時的に子どもを預かる制度

ピアサポート事業・・・ 障がいのある人が障がいのある人同士で互いの心をサポートしあう事業。本市ではエンジェル・キッズに委託して障がい者サロンとピアカウンセリングを行なっている。

フィルタリングソフト・・・ 出会い系サイトやアダルトサイトなどの有害サイトへのアクセスを制限するソフト

福祉推進資金・・・ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するための貸付制度。修学資金や就職支度資金などがある。

福祉サービス事業所・・・ 福祉関係のサービスを提供する事業所。

放課後子どもプラン・・・ 地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、文部科学省の「放課後子ども教室」と厚生労働省の「学童保育」を一体的あるいは連携して実施するものです

放課後児童健全育成事業・・・ 保護者が仕事の関係で留守がちの家庭の児童を対象に、放課後に児童厚生施設などで適正な遊びや生活の場を提供して、健全な育成を図るための事業。原則として、10歳未満の児童を対象としており、児童福祉法に基づく社会福祉事業の一つとなっている。

母子家庭等日常生活支援事業・・・ひとり親家庭及び寡婦の方が、一時的なケガや病気、就職活動、冠婚葬祭のため、一時的に援助を必要とする場合や、ひとり親家庭となって間がなく、生活が安定するまでの間、日常生活の支援をするために家庭生活支援員を派遣する事業。利用者の所得に応じて一部費用負担がある。

母子家庭等就業自立支援センター・・・ひとり親家庭向けに就業相談や講座を開催している。福井県が母子寡婦福祉連合会に委託している。

母子家庭等教育訓練給付金・・・ひとり親家庭の母、または父の主体的な能力開発を支援する給付金。雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していない人が、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練を受講し終了した場合、経費の40%(8,001円以上で20万円が上限)が支給される。

ま行

まちなかキッズルーム・・・公共施設や商業施設にある子どもの授乳やおむつ交換ができる場所を備えたスペース

民生児童委員・・・昭和23年に制定された民生委員法に基づき、厚生労働大臣の委嘱を受け、地域で福祉に関する相談・支援の活動をしているボランティア。児童福祉法に基づく児童委員も兼ねている。

や行

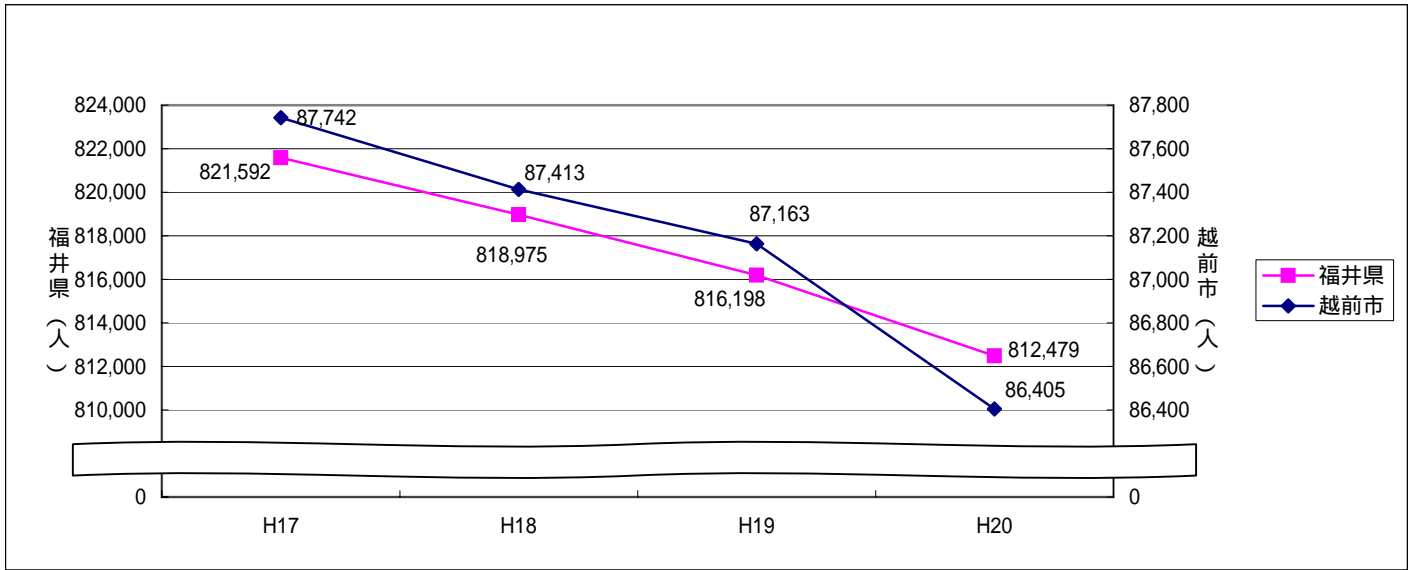
要保護児童対策地域協議会・・・虐待を受けた児童をはじめとする保護を必要とする児童の適切な保護を図るための必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行う場

養育費・・・子どもの生活を守り育てるため必要な日々の費用。子どもが自立するまで親が負担するものであり、離婚しても負担義務は変わらない。

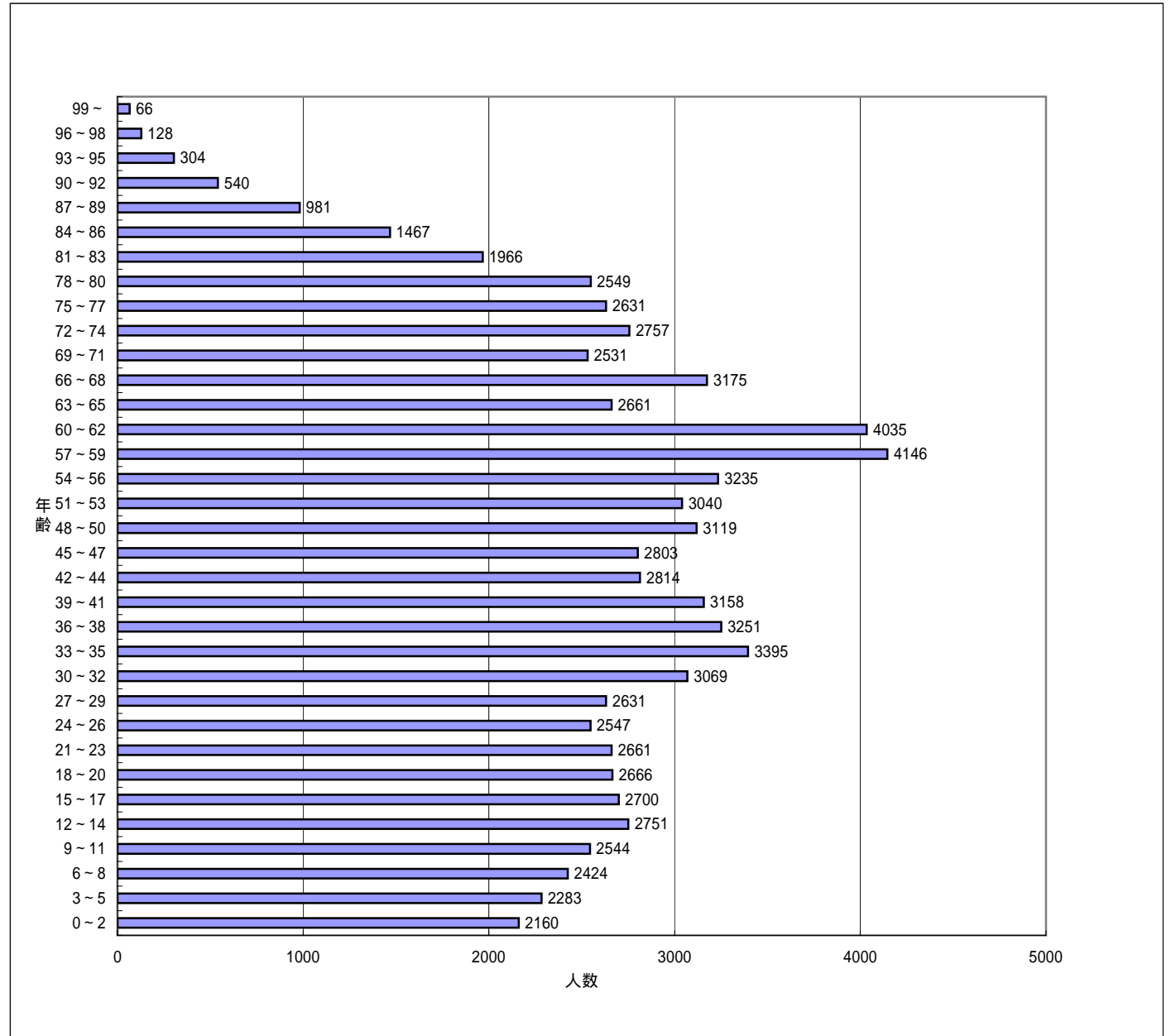
【数字で見る越前市】

人口(福井県の推計人口) (各年10月1日現在)

	H17	H18	H19	H20
越前市	87,742	87,413	87,163	86,405
福井県	821,592	818,975	816,198	812,479



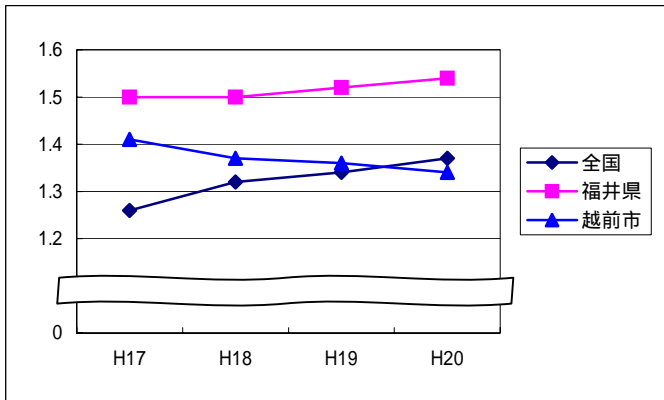
越前市の年齢別人口(住民基本台帳 + 外国人登録者数 H21年4月1日現在)



合計特殊出生率(人口動態統計)

	H17	H18	H19	H20
全国	1.26	1.32	1.34	1.37
福井県	1.5	1.5	1.52	1.54
越前市	1.41	1.37	1.36	1.34

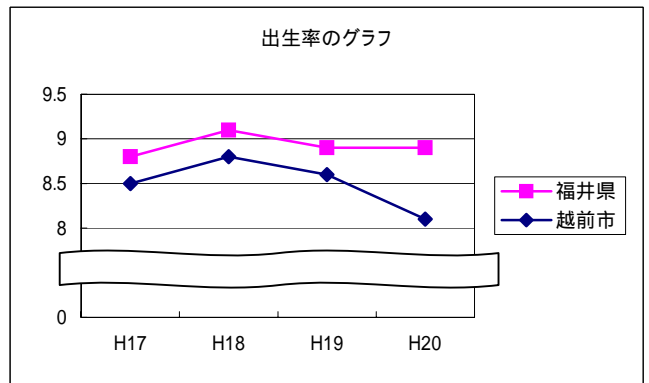
(H20 市の推計値)



出生数(人口動態統計)

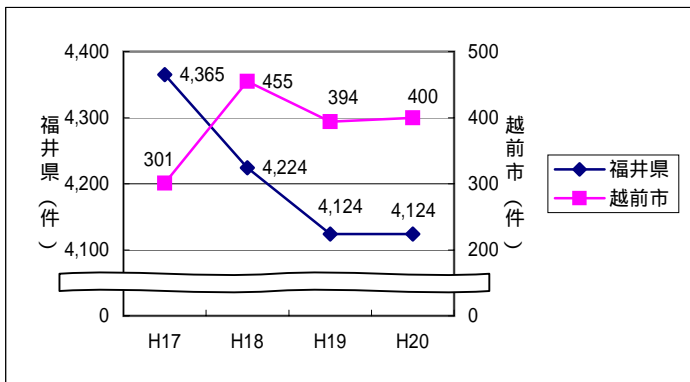
	H17	H18	H19	H20
越前市	741	748	728	685
福井県	7,148	7,324	7,191	7,139
出生率(市)	8.5	8.8	8.6	8.1
出生率(県)	8.8	9.1	8.9	8.9

出生率 人口千人に対する出生数の割合



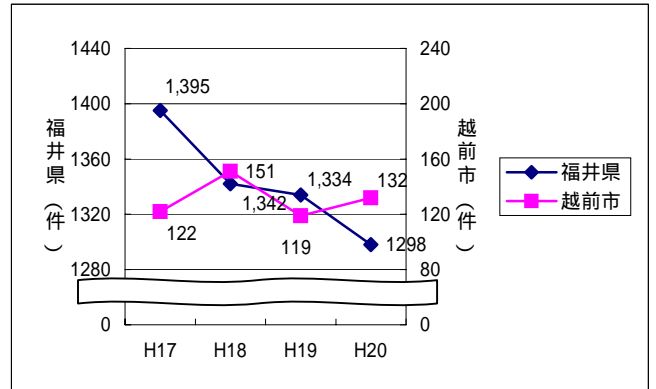
婚姻数(人口動態統計)

年	H17	H18	H19	H20
越前市	301	455	394	400
福井県	4,365	4,224	4,124	4,124



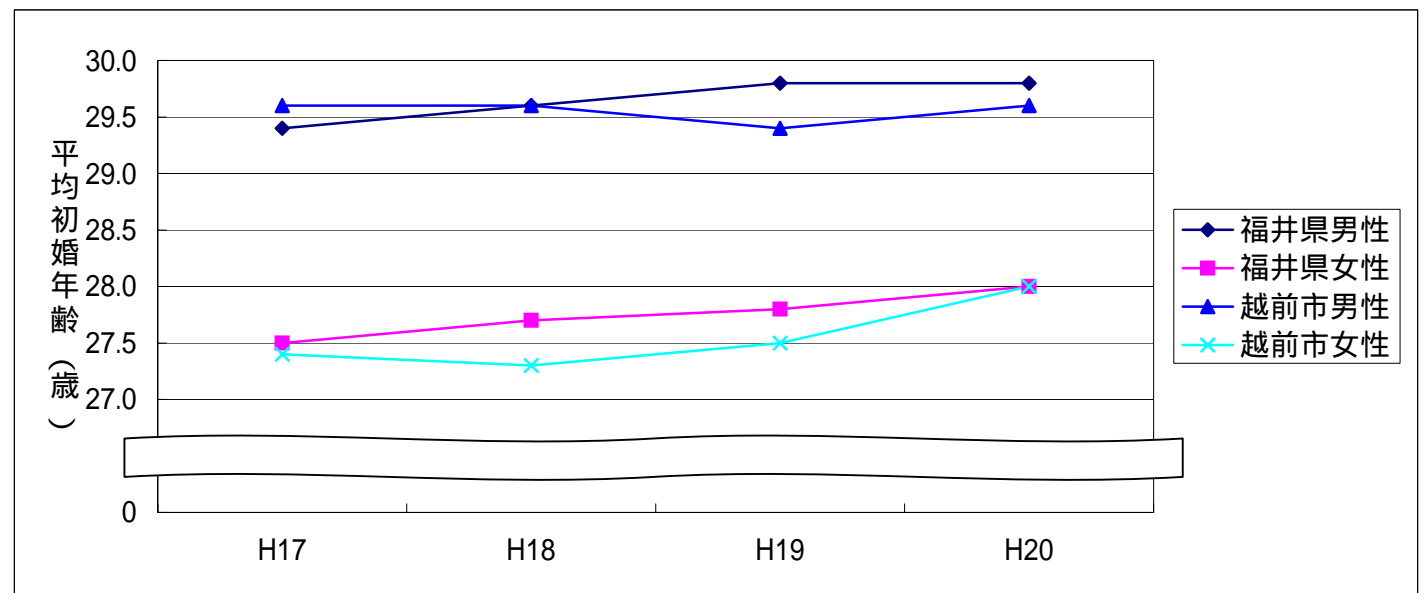
離婚数(人口動態統計)

年	H17	H18	H19	H20
越前市	122	151	119	132
福井県	1,395	1,342	1,334	1,298



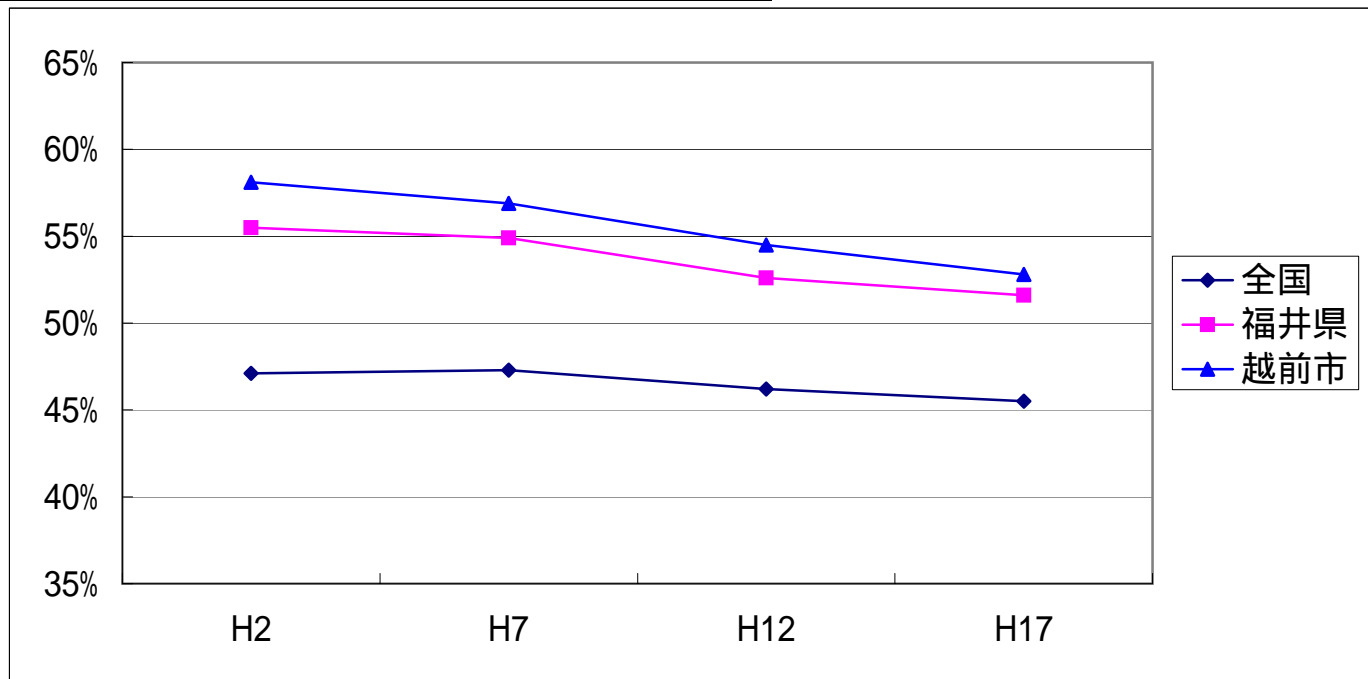
初婚年齢比較(人口動態統計)

		H17	H18	H19	H20
男性	越前市	29.6	29.6	29.4	29.6
	福井県	29.4	29.6	29.8	29.8
女性	越前市	27.4	27.3	27.5	28
	福井県	27.5	27.7	27.8	28



女性の就業率(国勢調査) (各年10月1日現在)

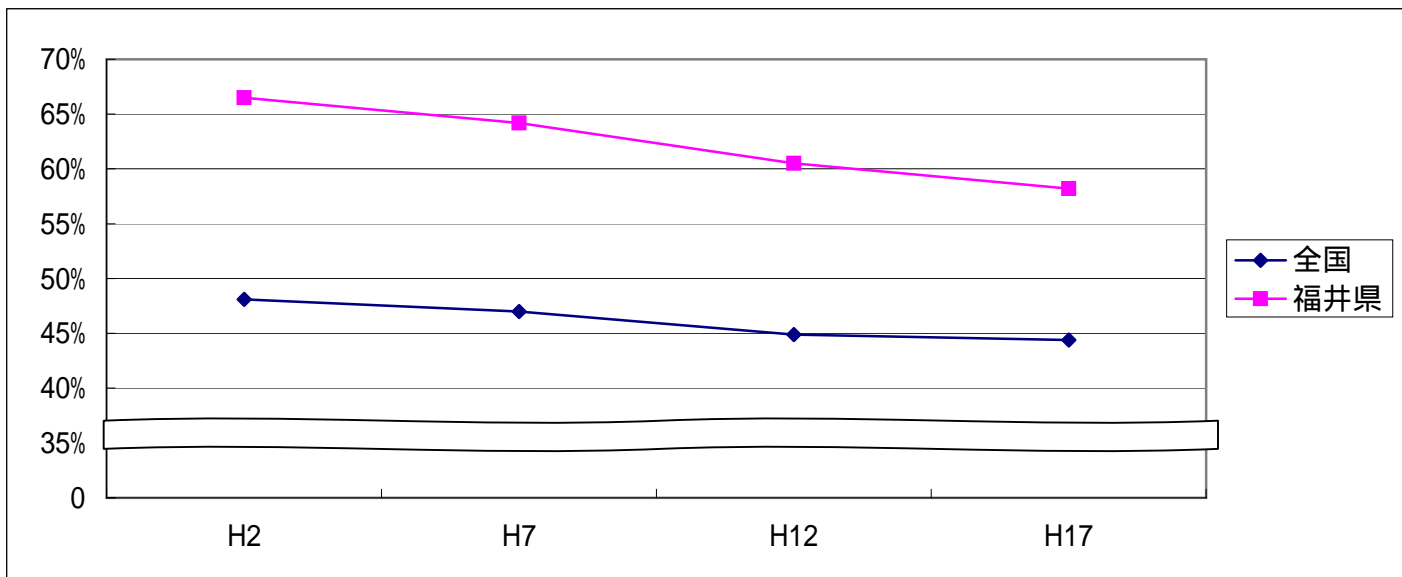
年		H2	H7	H12	H17
国	女性就業者数	24,436,177	25,612,582	25,729,190	25,770,673
	就業率	47.1%	47.3%	46.2%	45.5%
福井県	女性就業者数	192,293	195,853	190,919	187,482
	就業率	55.5%	54.9%	52.6%	51.6%
越前市	女性就業者数	20,531	20,618	20,343	19,710
	就業率	58.1%	56.9%	54.5%	52.8%



共働き世帯数(国勢調査) (各年10月1日現在)

年		H2	H7	H12	H17
国	共働き世帯数	13,344,836	13,474,169	13,139,395	13,033,783
	共働き率	48.1%	47.0%	44.9%	44.4%
福井県	共働き世帯数	116,733	114,925	110,065	105,757
	共働き率	66.5%	64.2%	60.5%	58.2%
越前市	共働き世帯数			12,101	11,410
	共働き率			63.8%	59.3%

越前市のH2、H7についてはデータなし



越前市次世代育成推進協議会委員一覧

【民間団体等】

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体	役職等
1	西村 重稀	仁愛大学	教授
2	服部 秀一	武生商工会議所	専務理事
3	岩坂 昭宏	越前市PTA連絡協議会	会長
4	安達 明裕	越前市社会福祉協議会	常務理事
5	山本 聖三	越前市保育研究会	会長
6	中川 千恵子	越前市主任児童委員	東地区
7	石田 多丸	越前市自治連合会	幹事
8	安藤 スミ子	NPO子どもセンターピノキオ	理事長
9	上木 由紀江	旧武生市行動計画策定委員	
10	倉内 真由美	旧今立町行動計画策定委員	
11	梅田 道子	旧今立町行動計画策定委員	
12	相馬 範士	市民公募	

会長 副会長

【行政】

	氏名	所属部	役職	備考
1	友兼 和昭	福祉保健部	福祉保健部長	
2	橋本 弥登志	総務部	職員課長	
3	河瀬 信宏	企画部	政策推進課長	
4	清水 俊行	産業環境部	商工政策課長	
5	山木 哲夫	市民生活部	市民自治推進課長	男女共同参画室含む
6	内藤 則幸	教育委員会	学校教育課長	
7	川本 豊子		生涯学習課長	愛護センター含む
8	福田 善行	福祉保健部	健康増進課長	
9	中村 隆喜		政策幹	

越前市次世代育成推進評価委員一覧

	氏名	役職等
1	北川 恭子	越前市男女平等オンブッド
2	岡田 博治	旧武生市行動計画策定委員
3	畠中 崇宏	旧武生市行動計画策定委員
4	吉村 美幸	旧武生市行動計画策定委員
5	松村 芙美子	旧今立町行動計画策定委員
6	山田 喜雄	旧今立町行動計画策定委員

事務局

児童福祉課	課長	吉村 裕寿
	家庭児童相談室長	谷川 宣子
	副課長	山本 洋子
	主幹	出淵 外貴子
	主幹	笹田 和子
健康増進課	主査	岩田 ゆき

後期計画策定市民ワーキングチーム一覧

(敬称略・五十音順)

	氏名	所属等	分野
1	秋山 理恵子	子育て支援センター職員・保育士 ママさんプラス「ふくびよ隊」隊長	地域子育て支援
2	上坂 琴絵	自然学校協力隊	環境 地域子育て支援
3	是広 朋加	ママさんプラス「ふくびよ隊」副隊長	地域子育て支援
4	西出 厚子	NPO法人自立支援ネット会員 よさこいを通じての青少年育成	児童養護 地域子育て支援
5	細川 美樹	育児サークル「ほっとママclub」	地域子育て支援
6	山路 めぐみ	(社)びーふるファンで障害者支援 児童民生委員・保育士	障害児支援

後期計画策定庁内ワーキングチーム一覧

	課名	役職	氏名
1	商工政策課	主幹	谷口 信博
2	市民自治推進課	男女共同参画室長	三田村まり子
3		主事	辻川 千智
4	健康増進課	主査	芦原 みどり
5	学校教育課	主幹	小形 弘子
6		主幹	谷口 弘子
7	生涯学習課	主幹	小原 俊一
8	政策推進課	主幹	奥山 茂夫
9	建築住宅課	主査	渡辺 廣樹
10	社会福祉課	主幹	蒲 久美子
11	児童福祉課	主幹	笹田 和子
12		主幹	松井 妙子
13		主査	稲荷 ゆりこ

[事務局]

福祉保健部児童福祉課

計画策定の経過

	日程	行事等	内容
平成20年度	平成20年10月31日	次世代育成推進協議会	策定スケジュール ニーズ調査について
	11月18日	庁内ワーキング会議	計画策定の背景、趣旨、計画の理念など ニーズ調査について
	11月20日～12月5日	ニーズ調査実施	回収率 就学前児童 49.8% 小学校児童 86.6%
	平成21年2月25日	庁内ワーキング会議	ニーズ調査結果報告 後期計画策定手順
	3月18日	次世代育成推進協議会	ニーズ調査結果報告 プランの構成（基本理念・目標・基本柱等）
平成21年度	5月20日	庁内ワーキング会議	策定経過報告 ニーズ調査分析 基本柱、施策となる項目案の検討
	5月26日	次世代育成推進協議会	ニーズ調査分析 基本柱、施策となる項目案の検討
	6月1日	市民ワーキング会議	市民ワーキングチームの事業計画（進め方）について
	6月9日	庁内ワーキング会議	基本柱、施策となる項目案の検討
	6月17日	市民ワーキング会議	ワークショップの内容検討
	7月8日	庁内ワーキング会議	基本柱、施策となる項目案の検討
	7月13日	市民ワーキングワークショップ	教育振興ビジョン生涯学習分科会ワークショップ参加
	7月17日	市民ワーキングチーム現場視察	病児デイケアままでの、エッグクラブ、フォルマシオン
	7月29日	次世代育成推進協議会	施策となる項目の検討
	8月9日	市民ワーキングワークショップ	父親との意見交換会
	9月8日	市民ワーキングワークショップ	母親との意見交換会
	9月9日	庁内ワーキング会議	体系案について 特に重点を置く事業について検討
	9月15日	市民ワーキングワークショップ	児童養護施設職員との意見交換会
	9月25日	市民ワーキングワークショップ集約会議	ワークショップの意見集約
	9月29日	次世代育成推進協議会	後期計画体系別事業及び具体的事業について
10月9日	庁内ワーキング会議	後期計画体系図の説明	

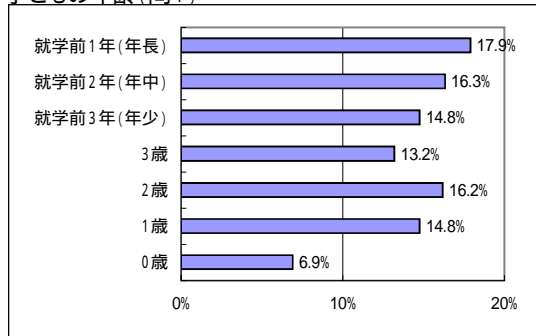
		特に重点を置く事業の検討
10月27日	庁内ワーキング会議	基本柱施策の方向について確認
11月4日	次世代育成推進協議会	次世代育成支援対策推進行動計画(素案)の提示
12月15日~1月12日	パブリック・コメントによる意見募集(意見:6件)	
平成22年2月2日	次世代育成推進協議会	
3月11日	市長提言	

越前市次世代育成支援対策推進行動計画(すくすくすまいるプラン)策定に関する 市民アンケート集計表(就学前児童)

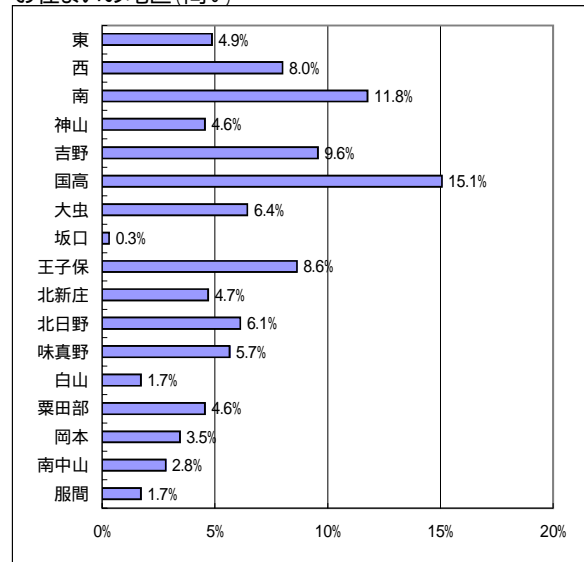
調査時期 平成20年11月～12月
 調査対象者 就学前児童を持つ保護者 1300人
 回答数 647人

回収率内訳	回収率
就学前1年(年長)	54.5%
就学前2年(年中)	49.5%
就学前3年(年少)	47.2%
3歳	43.5%
2歳	52.6%
1歳	48.5%
0歳	45.4%
計	49.8%

子どもの年齢(問1)

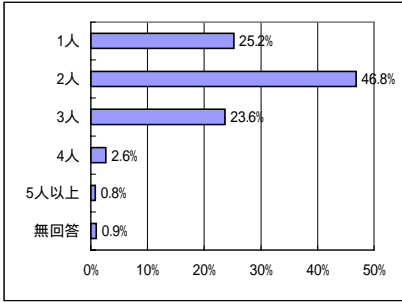


お住まいの地区(問6)

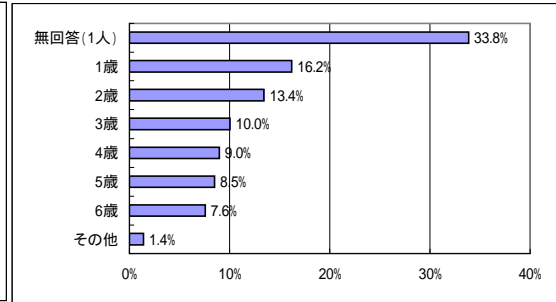


1. ご家族の状況について

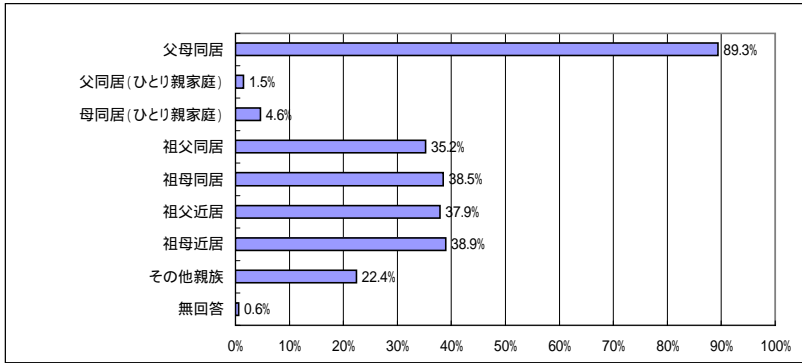
子どもの人数(問2)



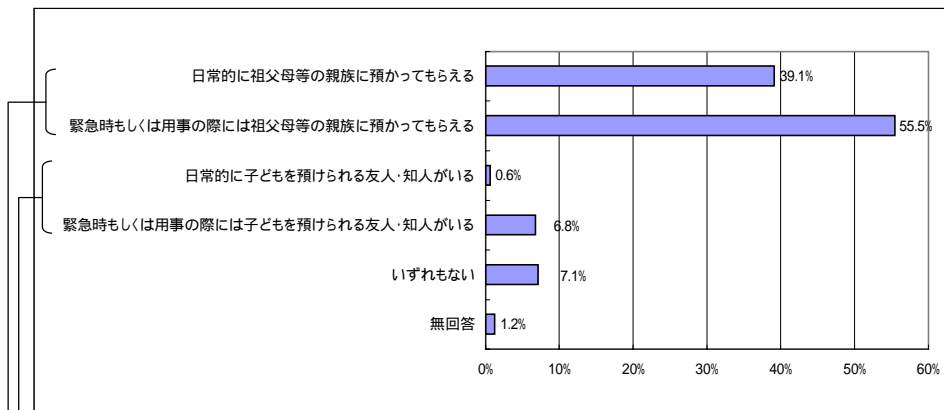
末子の年齢(問2)



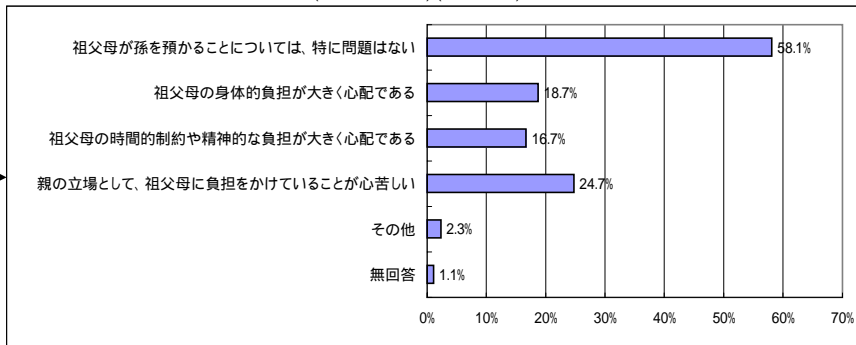
家族の同居・近居(概ね30分以内程度に行き来できる範囲)の状況(複数回答可)(問3)



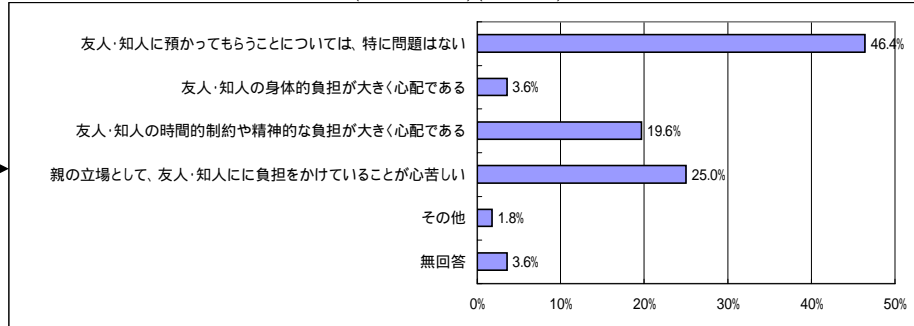
日頃、お子さんを預かってもらえる人(複数回答可)



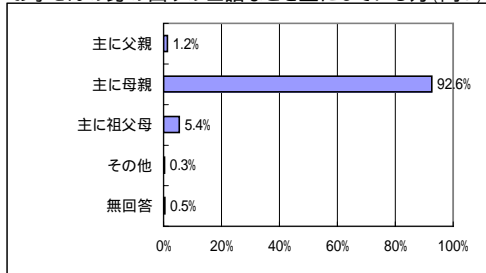
祖父母に預かってもらっている状況(複数回答可)(問4-1)



友人や知人に預かってもらっている状況(複数回答可)(問4-2)

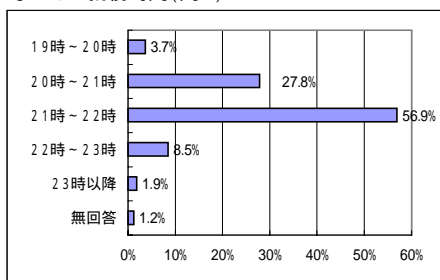


お子さんの身の回りの世話などを主にしている方(問5)

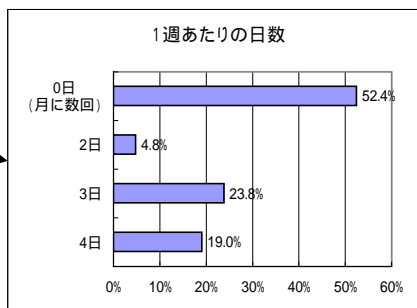
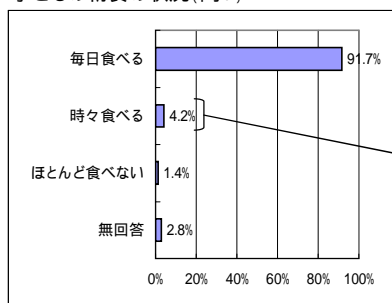


2. 生活リズムについて

子どもの就寝時間(問7)

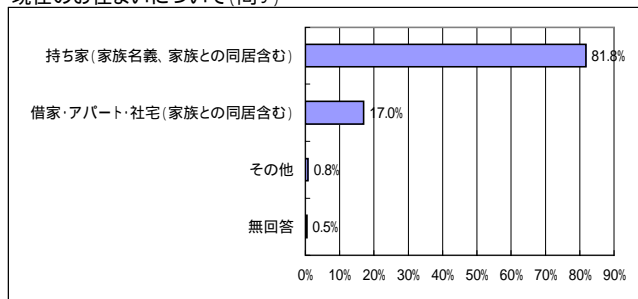


子どもの朝食の状況(問8)

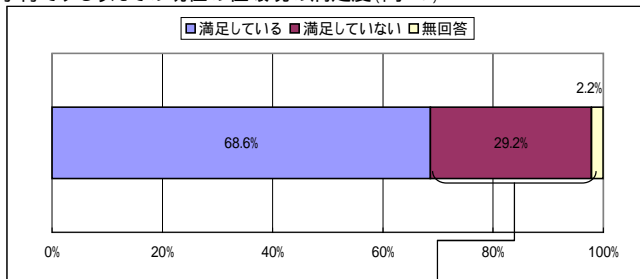


3. 住宅環境について

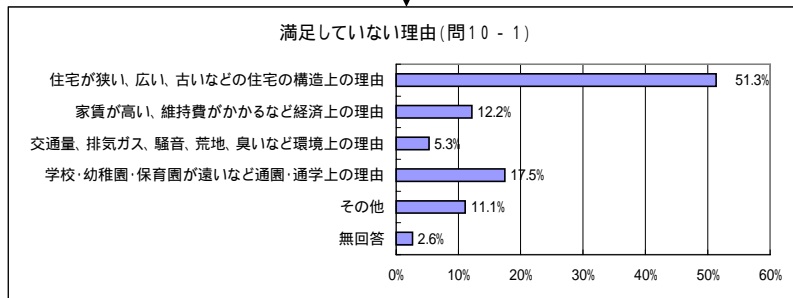
現在のお住まいについて(問9)



子育てするうえでの現在の住環境の満足度(問10)

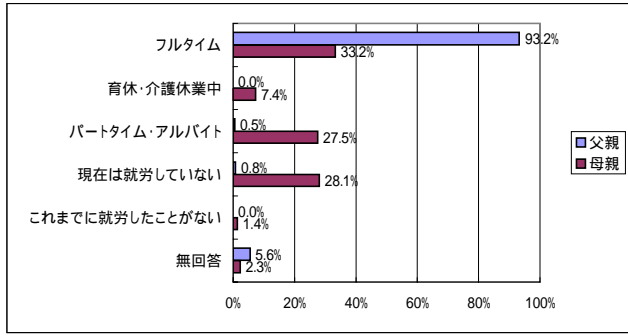


満足していない理由(問10-1)

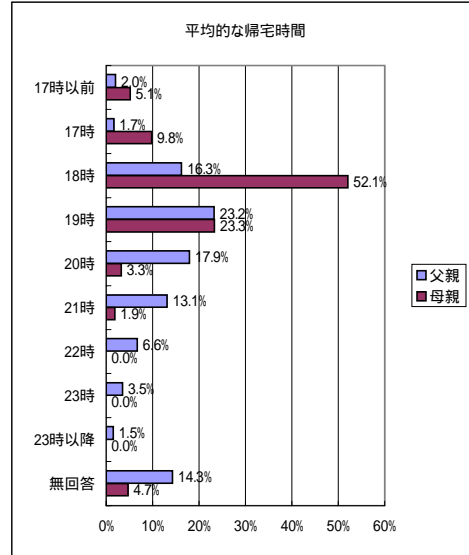
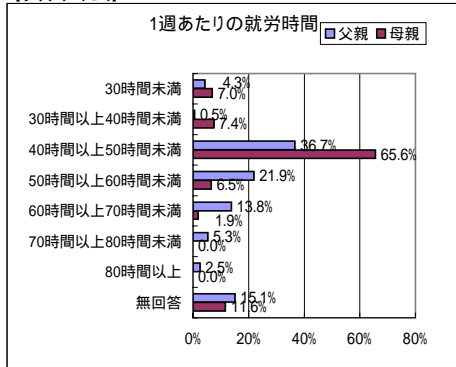


4. 両親の就労状況について

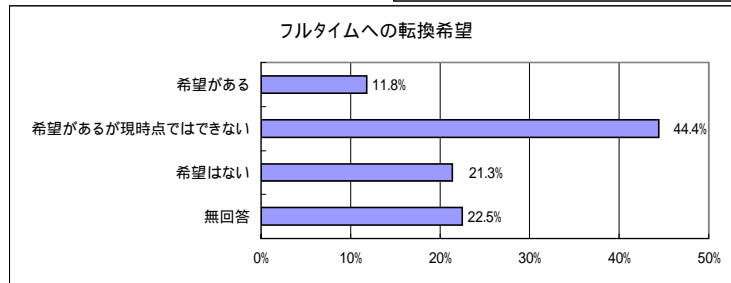
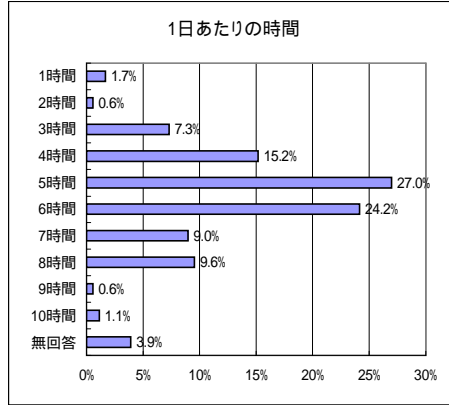
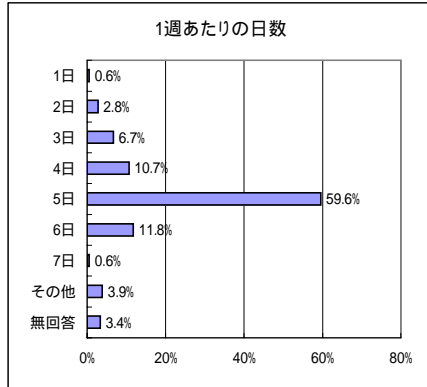
現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)(問11)



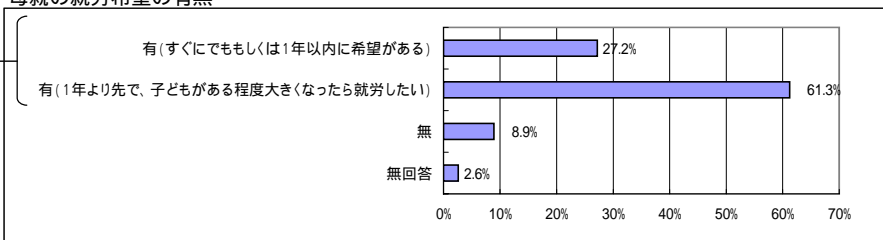
【フルタイム】



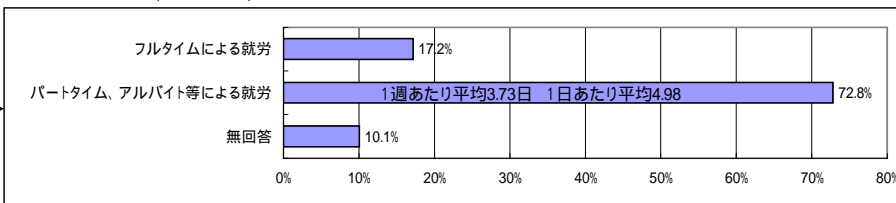
【パート・アルバイト(母親)】



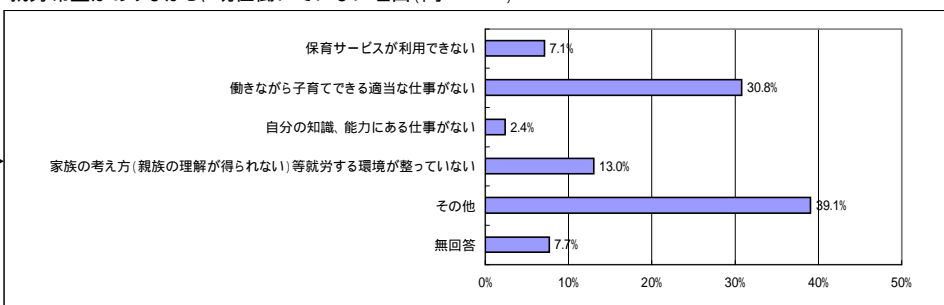
母親の就労希望の有無



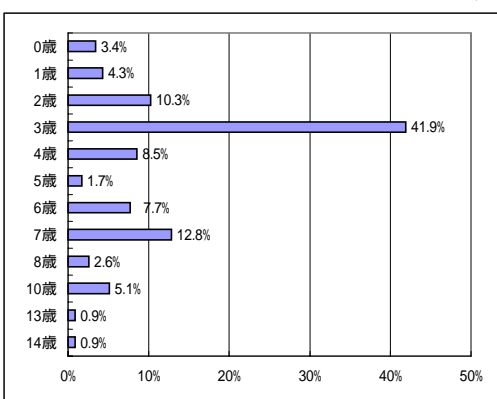
就労希望の形態(問12-1)



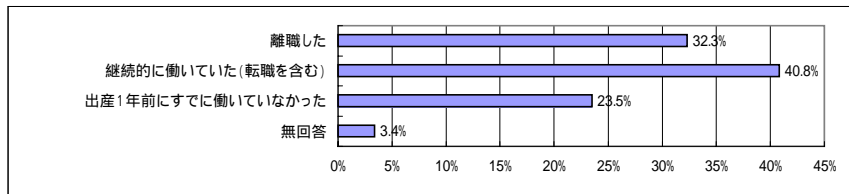
就労希望がありながら、現在働いていない理由(問12-2)



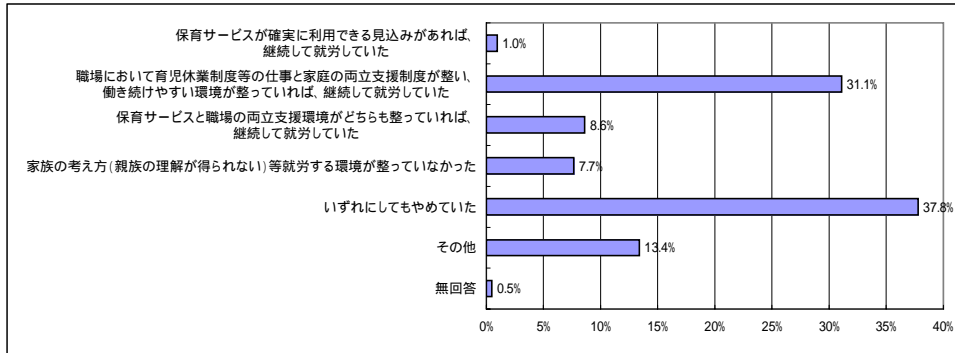
一番小さい子が何歳になったときに就労を希望するか(問12-3)



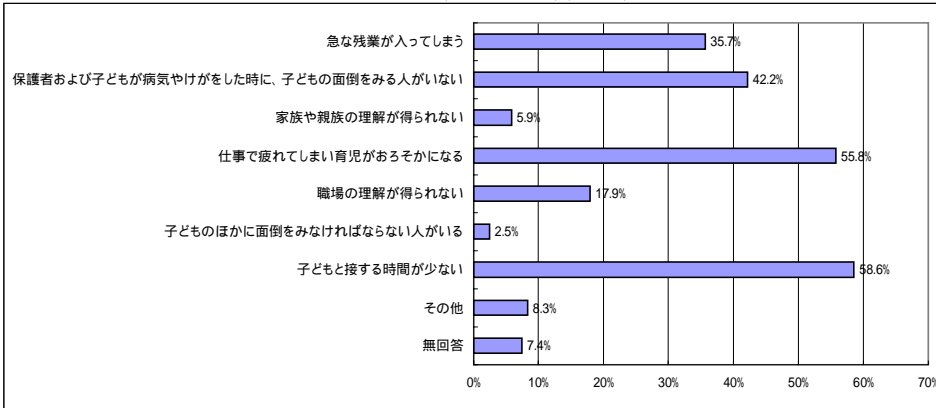
おさんの出産前後(前後それぞれ1年以内)に離職したか(問13)



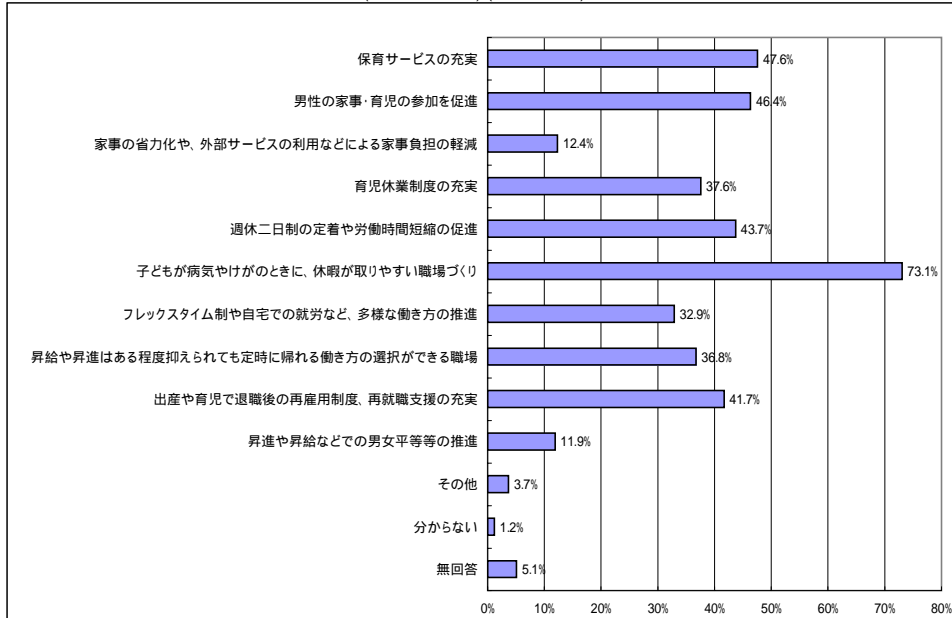
仕事と家庭の両立を支援する保育サービスや環境が整っていたら、就労を継続したか(複数回答可)(問13-1)



仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること(複数回答可)(問14)

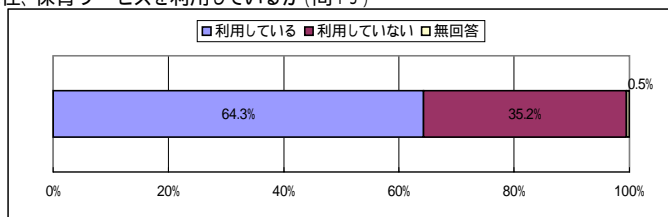


仕事と子育てを両立するために必要な事(複数回答可)(問14-2)

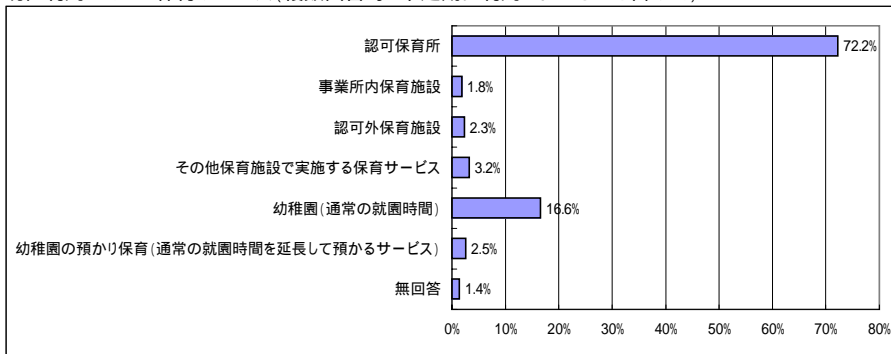


5. 保育サービスの利用状況について

現在、保育サービスを利用しているか(問15)

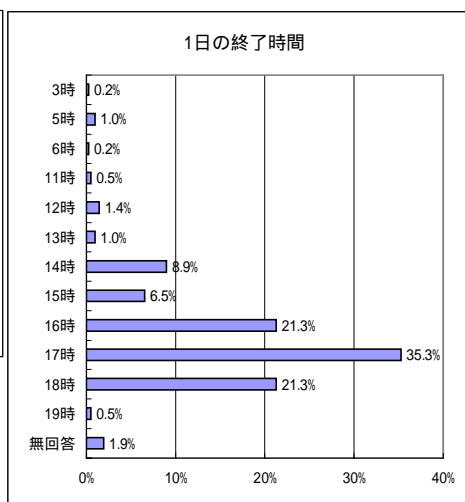
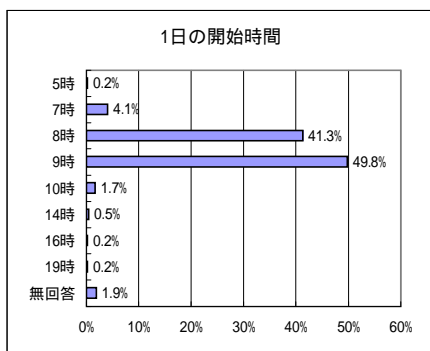


現在利用している保育サービス(複数回答可 不定期に利用されるものを含めて)

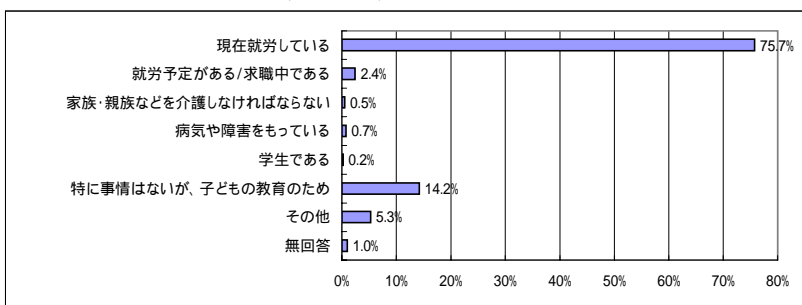


現在の保育サービスの利用状況(問15-2)

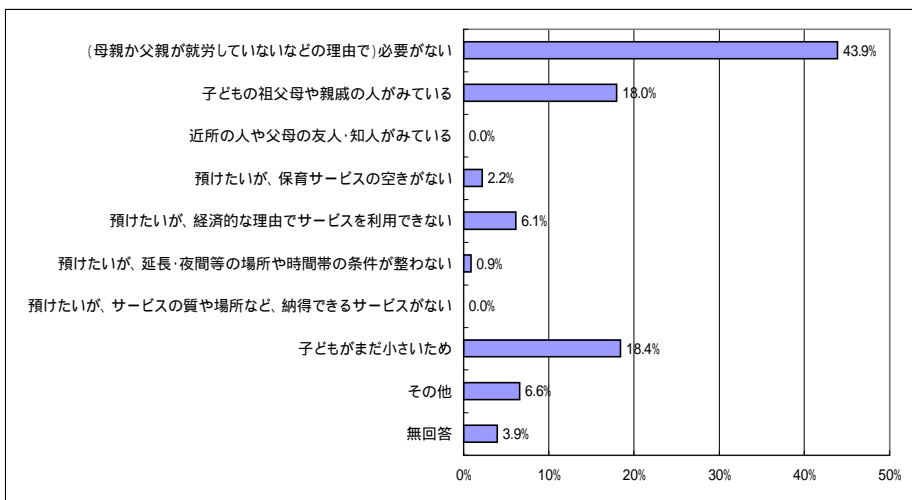
1週当たり 平均 4.84 日
1日あたり 平均 7.87 時間



保育サービスを利用している理由(問15-3)

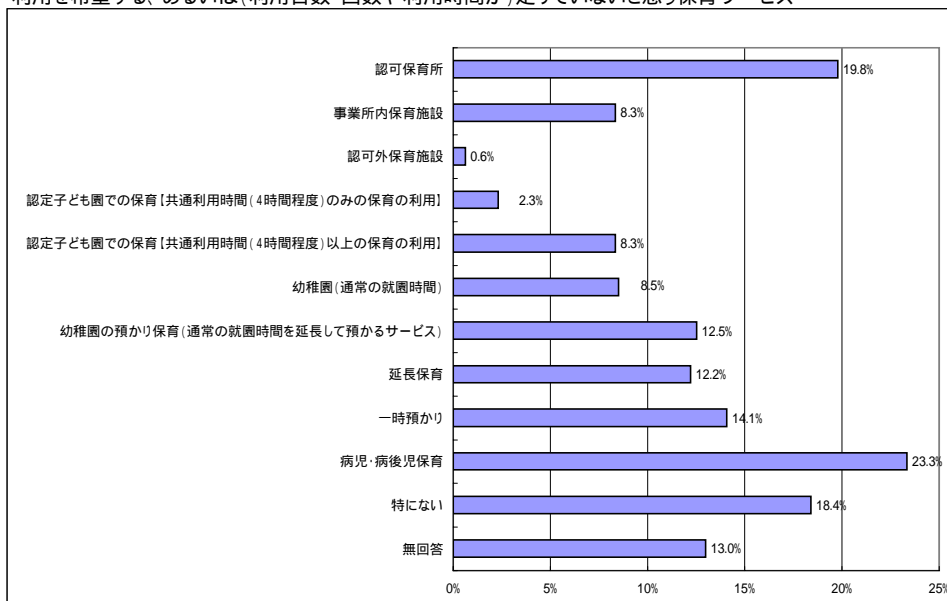


保育サービスを利用していない理由(問15-4)



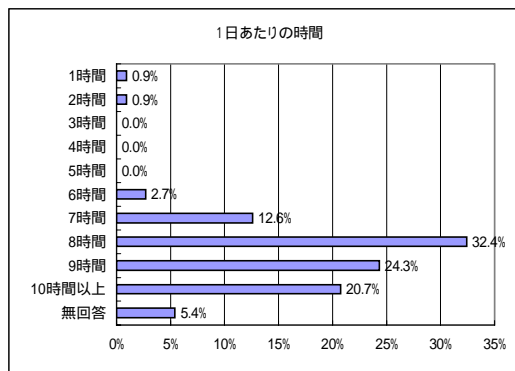
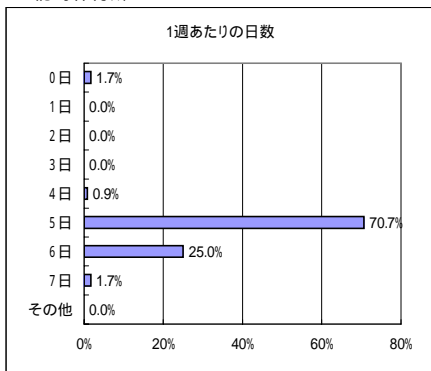
保育サービスの利用希望について

利用を希望する、あるいは(利用日数・回数や利用時間が)足りていないと思う保育サービス

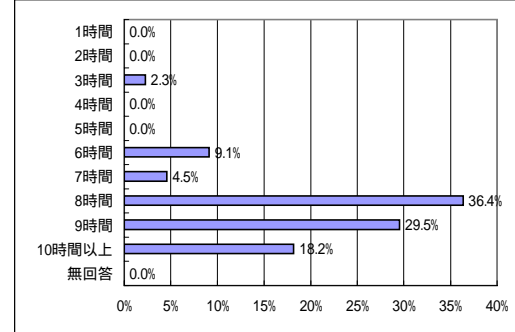
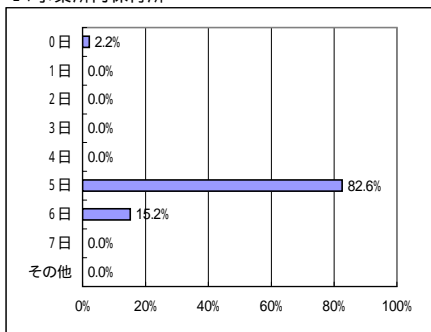


今後の利用希望(問16-1)

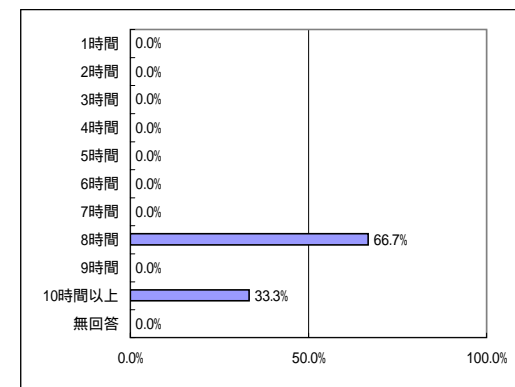
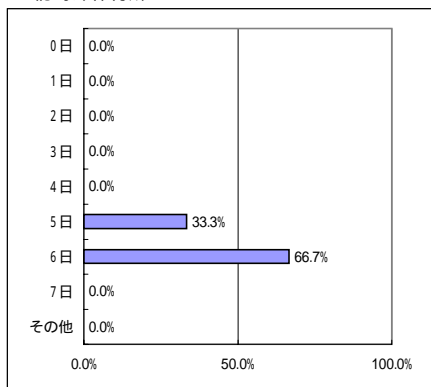
1. 認可保育所



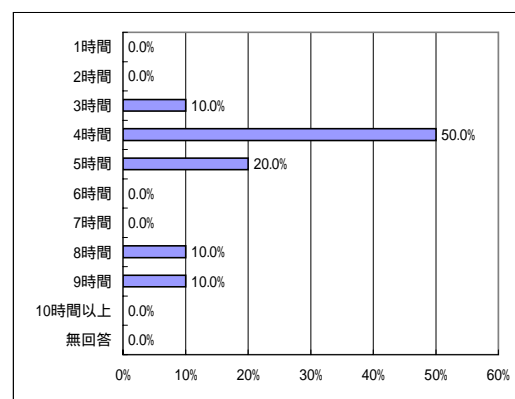
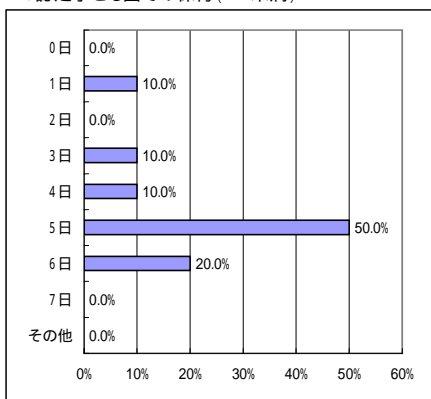
2. 事業所内保育所



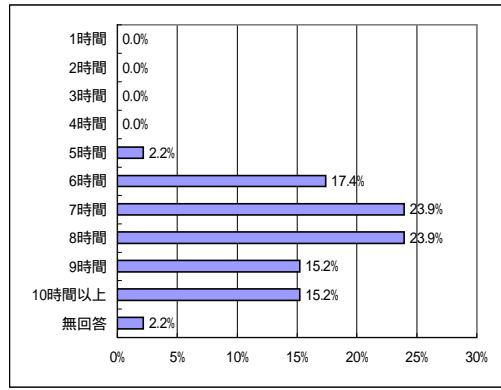
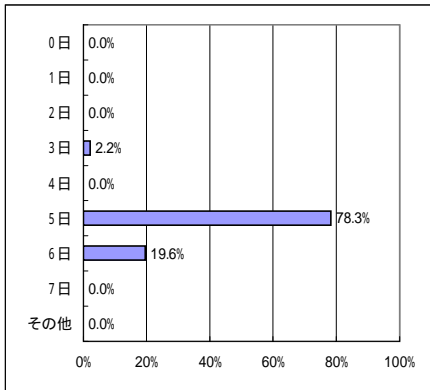
3. 認可外保育所



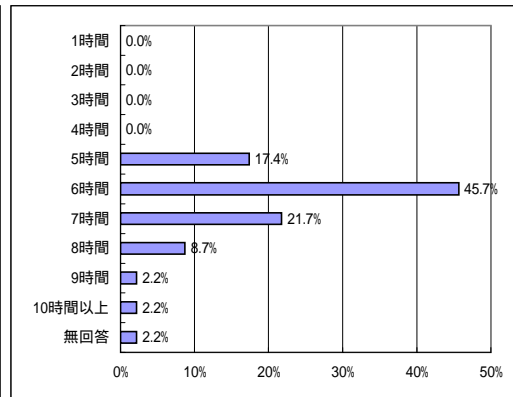
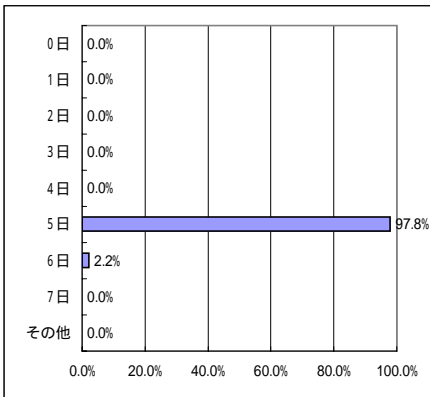
4. 認定子ども園での保育(4H未満)



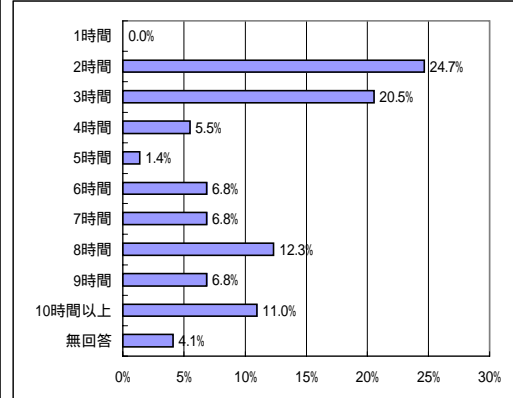
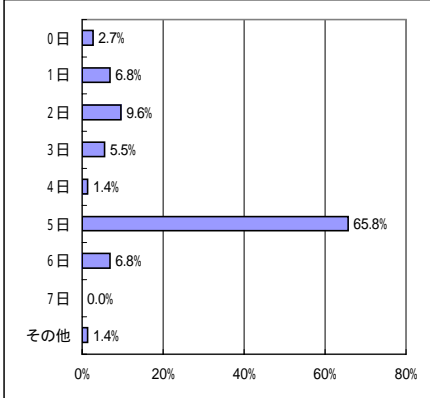
5. 認定子ども園での保育(4H以上)



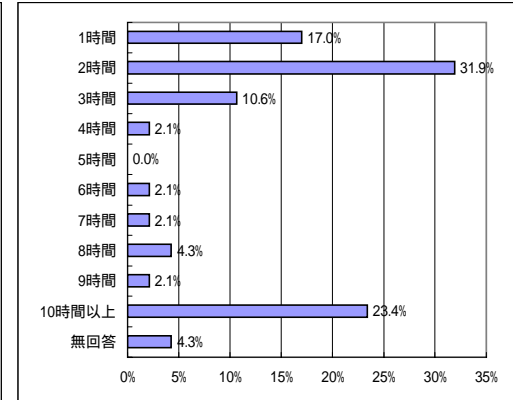
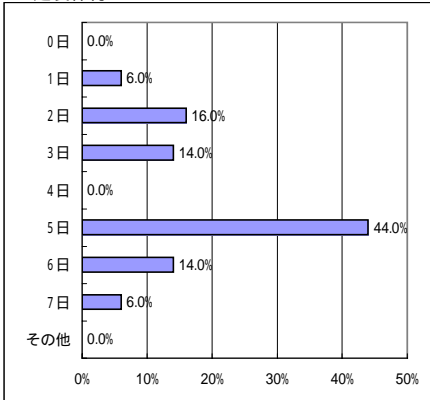
6. 幼稚園(通常)



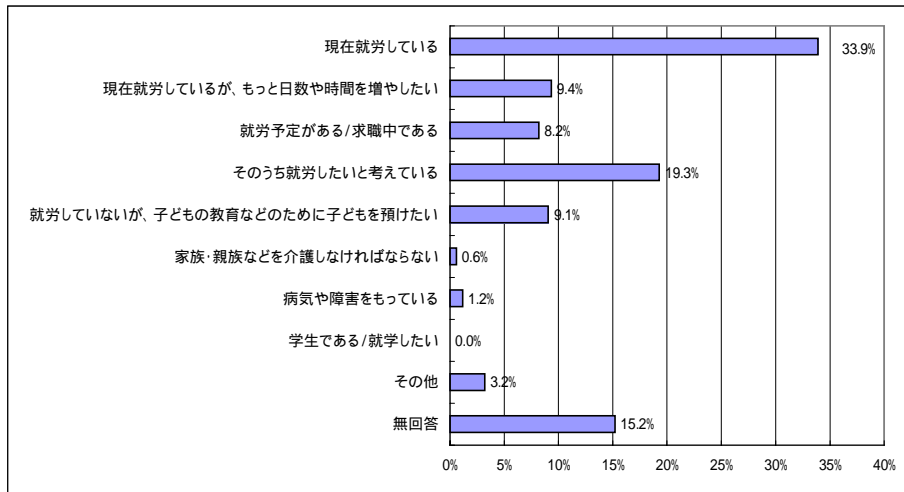
7. 幼稚園(通常の就園時間を延長して預かるサービス)



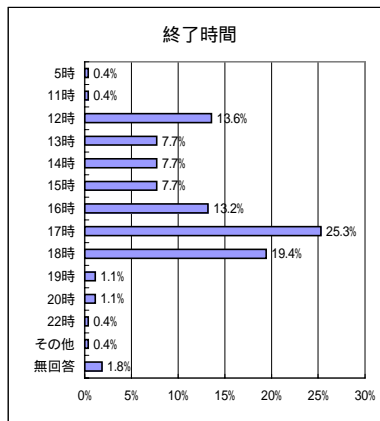
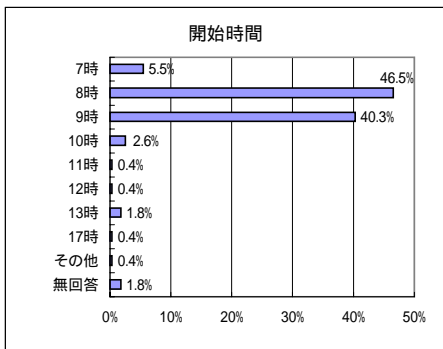
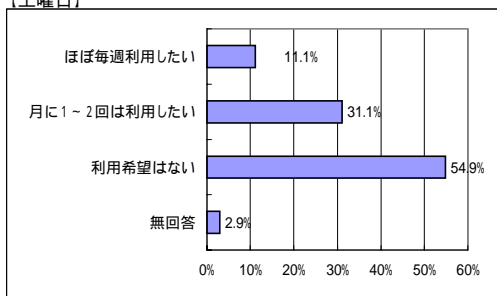
8. 延長保育



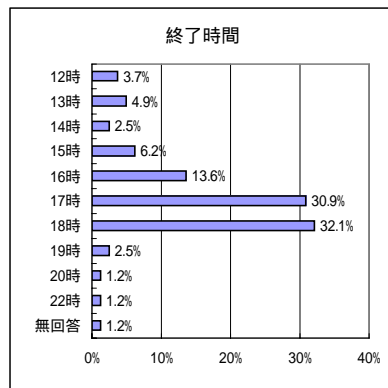
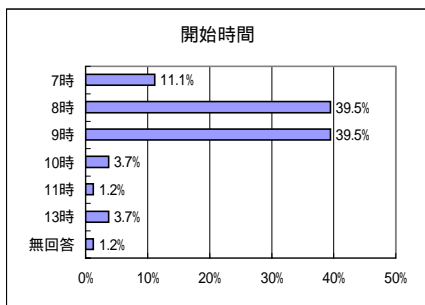
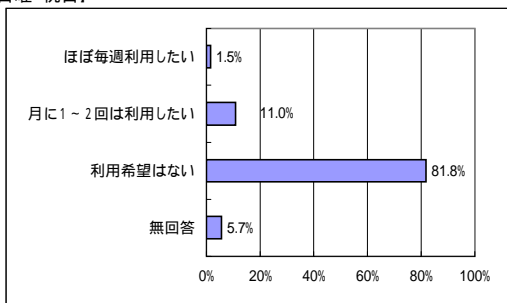
サービス利用を希望する理由(問16-2)



土曜・休日保育について (問17)
(土曜日)

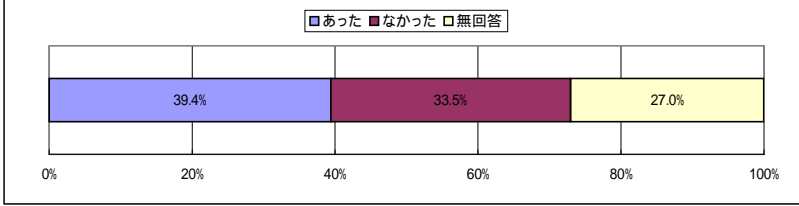


【日曜・祝日】

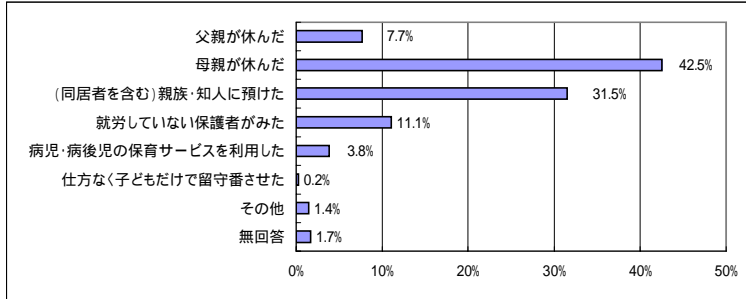


6. 病児・病後児保育について

この1年間に、あて名のお子さんが病気やけがで通常の保育サービスが利用できなかった事(問18)



この1年間の対処方法とそれぞれの日数(問18-1)

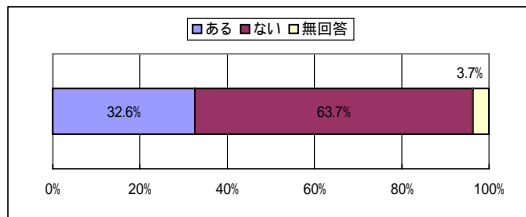


(平均日数)

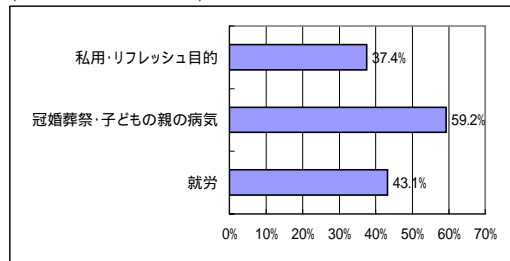
父親が休んだ	2.47 日	} → 平均 6.77 日
母親が休んだ	7.25 日	
(同居者を含む)親族・知人に預けた	7.17 日	
就労していない保護者がみた	7.48 日	
病児・病後児の保育サービスを利用した	4.13 日	
仕方なく子どもだけで留守番させた	1.00 日	できれば施設に預けたいと思った日数(問18-2) 平均 6.92 日

7. 一時預かりについて

この1年間で、私用(買物、習い事など)やリフレッシュ目的、冠婚葬祭や子どもの親の病気、あるいは就労のため、お子さんを家族以外の誰かに一時的に預けた事(問19)



(理由別 複数回答可)

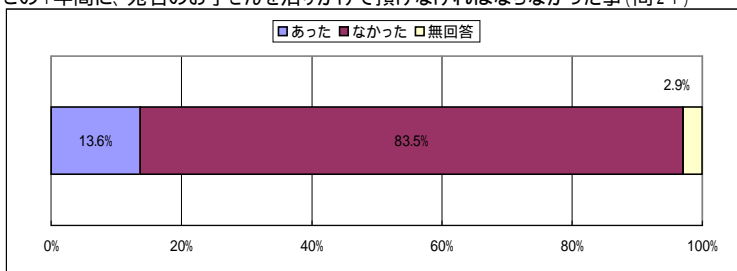


理由別	年間日数	平均
私用・リフレッシュ目的	1.55 日	14.50 日
冠婚葬祭・子どもの親の病気	5.44 日	
就労	6.09 日	

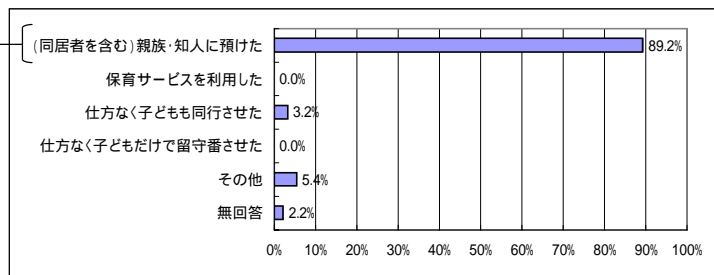
一時預かりの希望日数(問20)
平均 3.20 日/月

8. 宿泊を伴う一時預かりについて

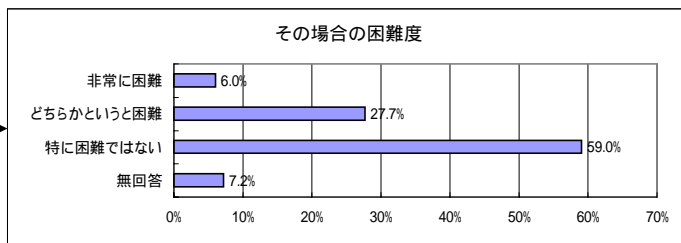
この1年間に、宛名のお子さんを泊りがけで預けなければならなかった事(問21)



この1年間の対処方法とそれぞれの泊数(問21-1)

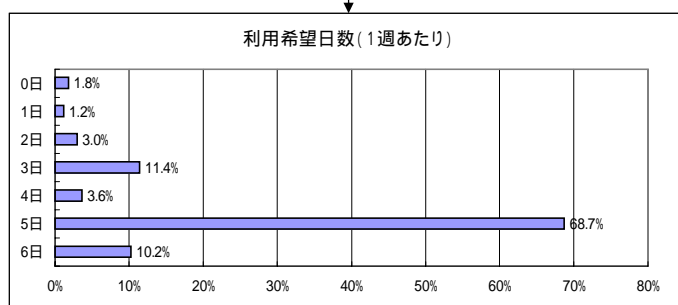
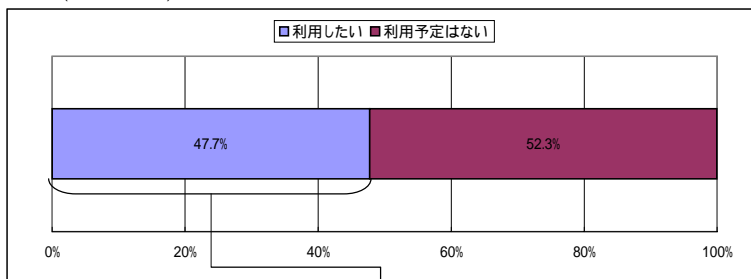


(平均日数)
 (同居者を含む)親族・知人に預けた 6.28 日
 仕方なく子どもも同行させた 1.67 日



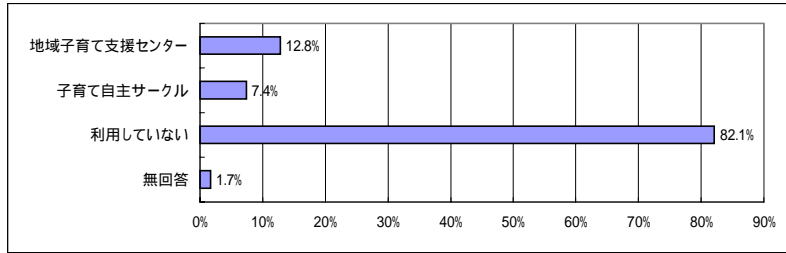
9. 学童保育の利用意向(小学校入学予定の方対象)

問22(無回答除く)



10. 子育て支援センターおよび子育て自主サークルについて

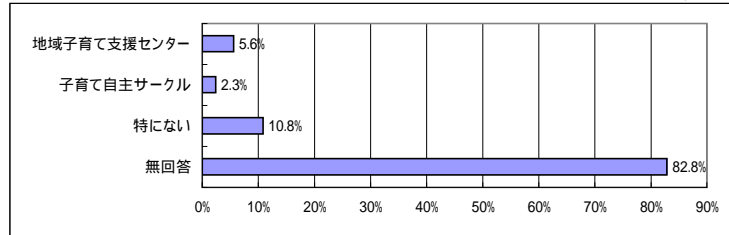
現在、地域子育て支援センターや子育て自主サークルを利用しているか(問23)



(平均利用日数)

施設	1週あたり	平均	1月あたり
地域子育て支援センター	1週あたり	1.91 日	5.70 日
子育て自主サークル	1週あたり	1.41 日	2.46 日

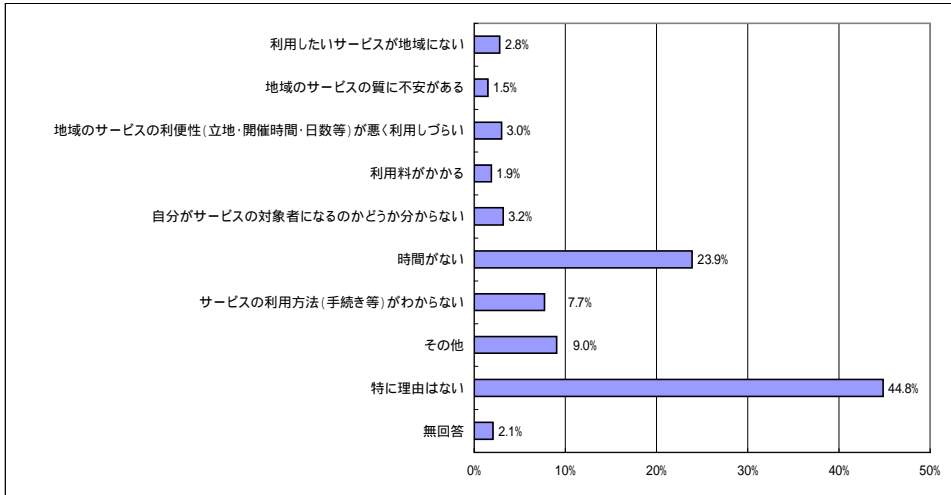
今は利用していないが、できれば利用したい、あるいは、利用日数を増やしたい(問24)



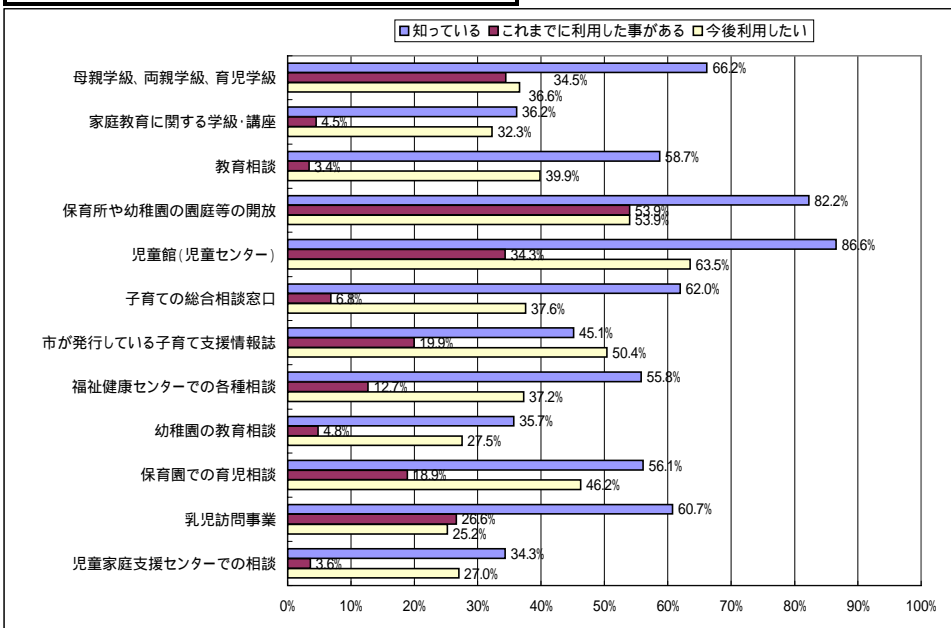
(平均利用希望回数)

施設	1週あたり	平均	1月あたり
地域子育て支援センター	1週あたり	1.82 日	4.23 日
子育て自主サークル	1週あたり	1.50 日	4.50 日

現在利用していない理由(問24-1)

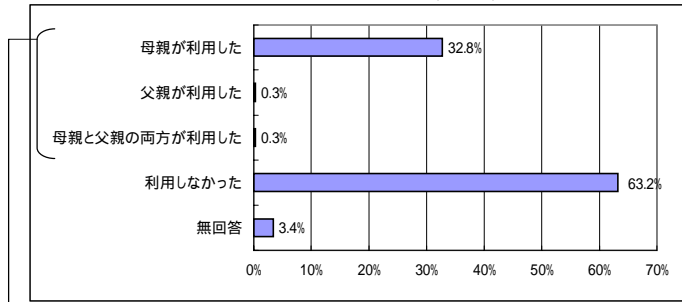


各種子育て支援サービスの認知度・利用度(問25)



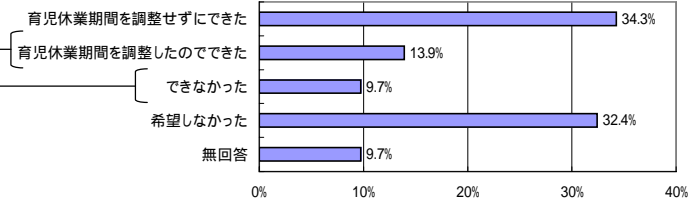
11. 育児休業制度の利用について

母親または父親が育児休業制度を利用したか(問26)

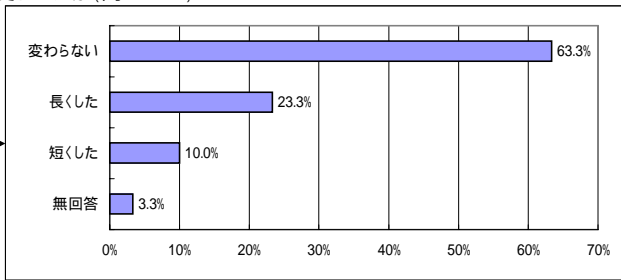


育休より復帰した時のお子さんの月齢(問26-1)
平均 9.33 ヶ月

育休明けに希望する保育サービスをすぐに利用できたか



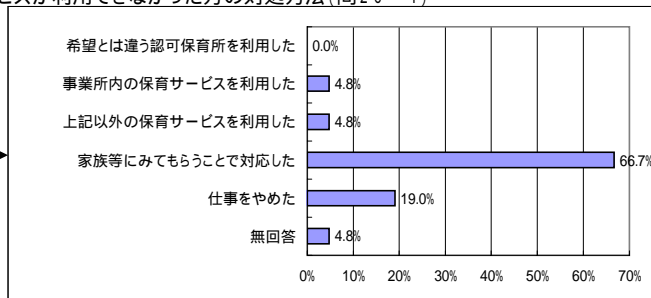
育児休業明けに希望する保育サービスが確実に利用できるとしたら、育児休業は実際に取得した期間と変わったか(問26-3)



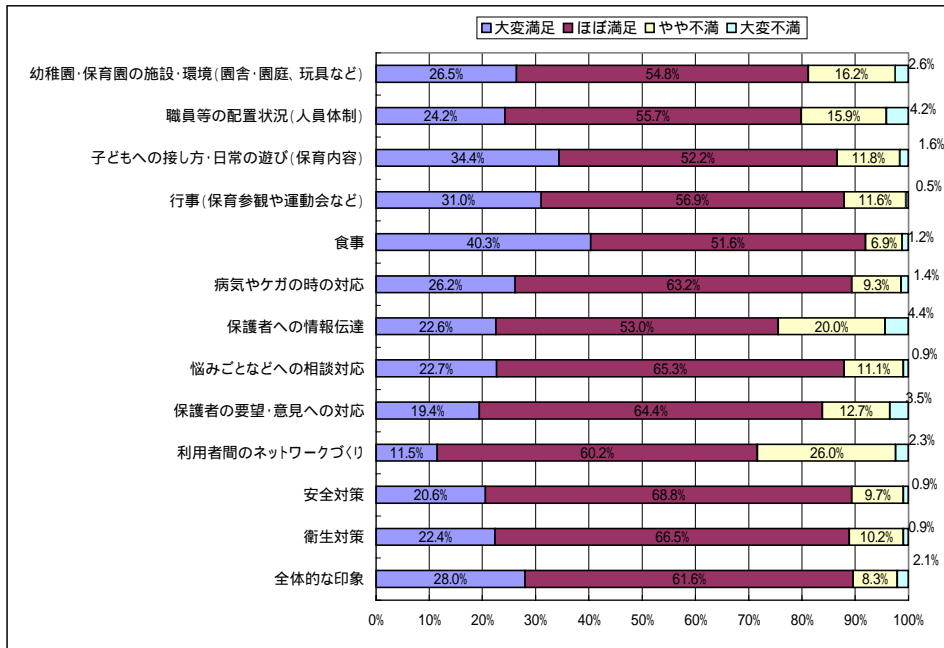
平均 1.00 ヶ月

平均 2.29 ヶ月

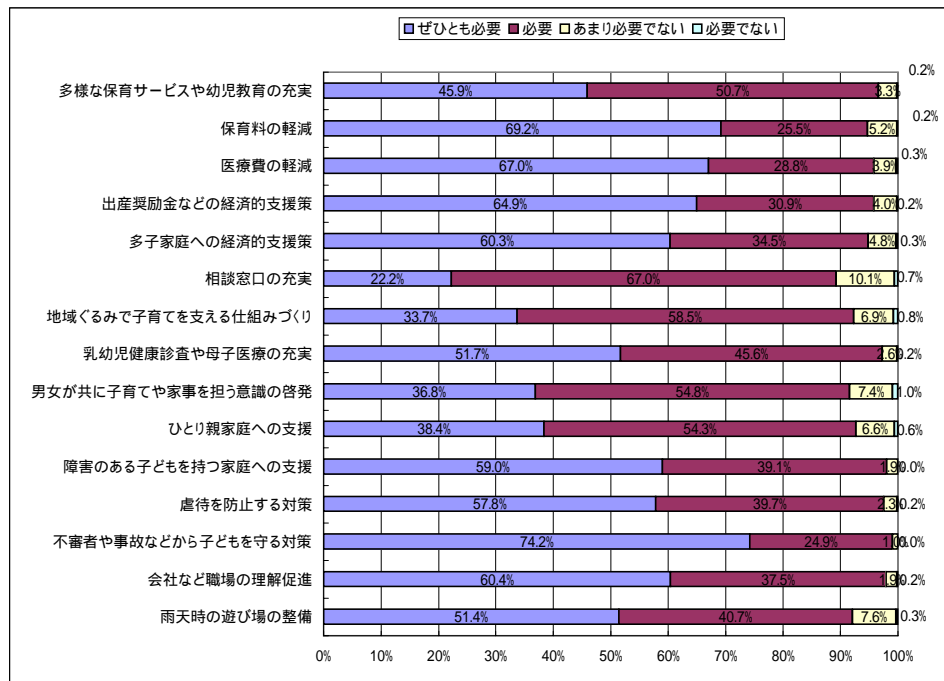
サービスが利用できなかった方の対処方法(問26-4)



12. 保育園や幼稚園の満足度(問27)



13. 子育てに対する行政サービスについて(問28)



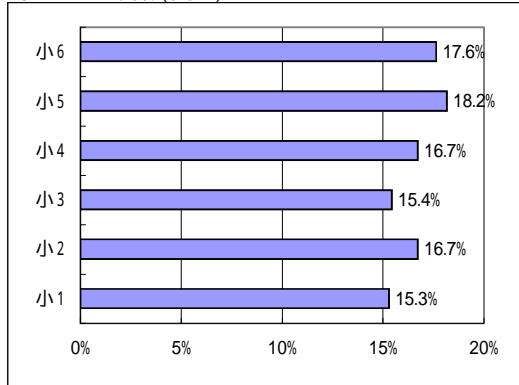
越前市次世代育成支援対策推進行動計画(すくすくすまいるプラン)策定に関する 市民アンケート集計表(小学校児童)

調査時期 平成20年11月～12月
 調査対象者 小学生児童を持つ保護者 900人
 回答数 779人

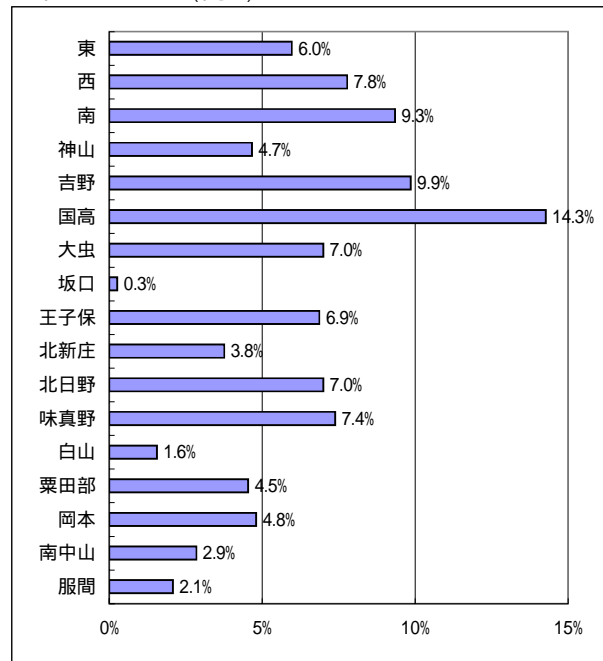
回収率内訳

小6	85.0%
小5	89.2%
小4	88.4%
小3	81.5%
小2	88.4%
小1	82.5%
計	86.6%

子どもの年齢(問1)

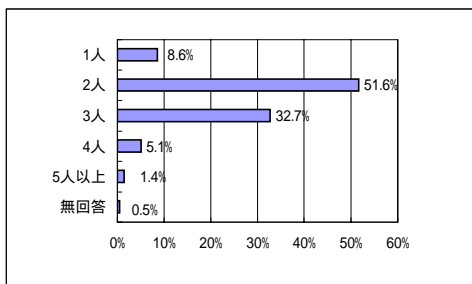


お住まいの地区(問6)

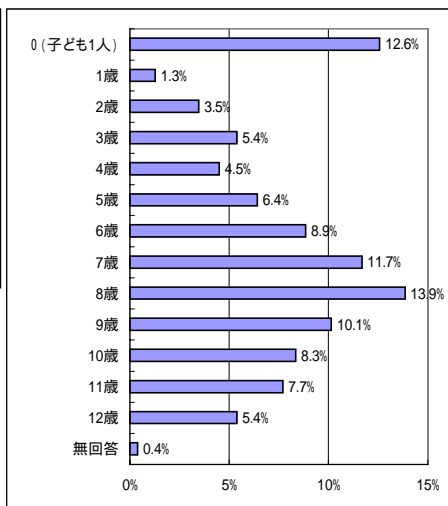


1. ご家族の状況について

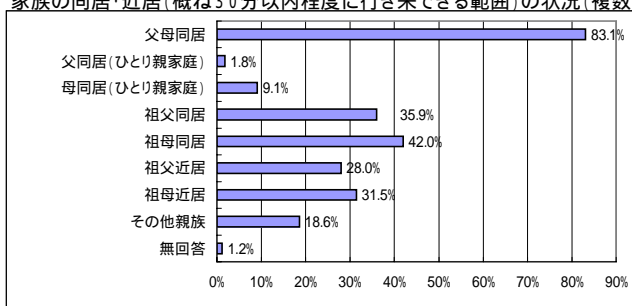
問2 子どもの人数



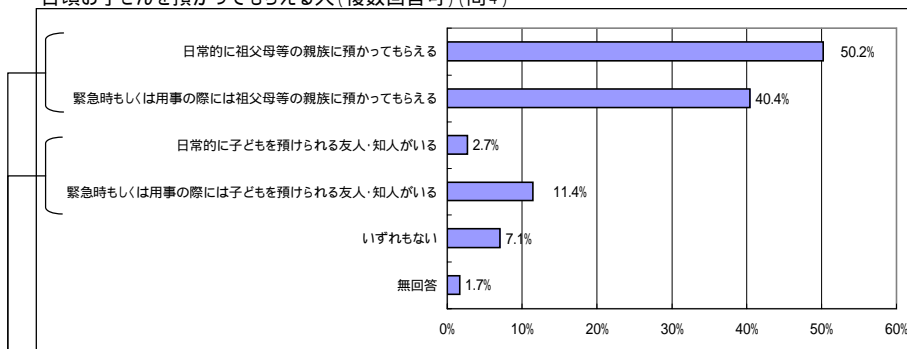
末子の年齢



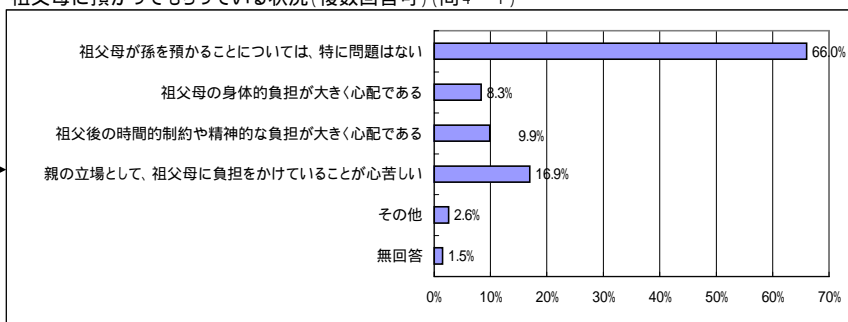
家族の同居・近居(概ね30分以内程度に行き来できる範囲)の状況(複数回答可)(問3)



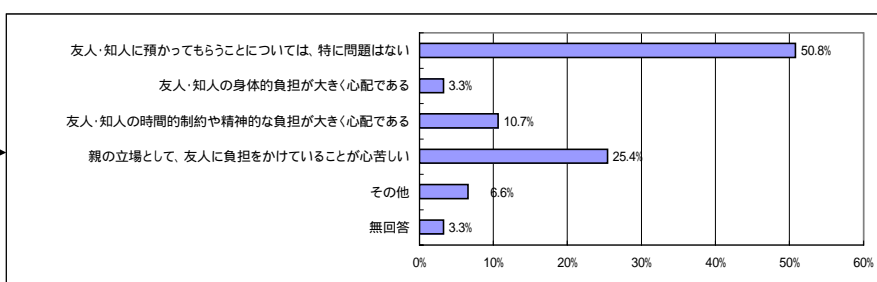
日頃お子さんを預かってもらえる人(複数回答可)(問4)



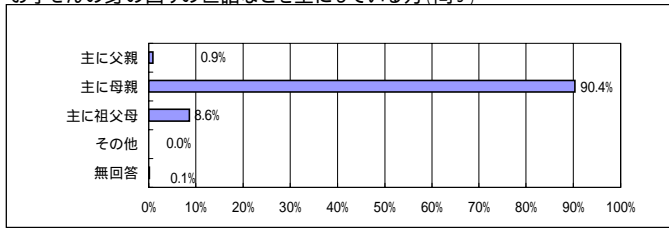
祖父母に預かってもらっている状況(複数回答可)(問4-1)



友人や知人に預かってもらっている状況(複数回答可)(問4-2)

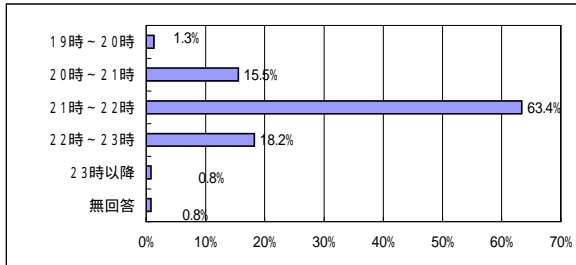


おじさんの身の回りの世話などを主にしている方(問5)

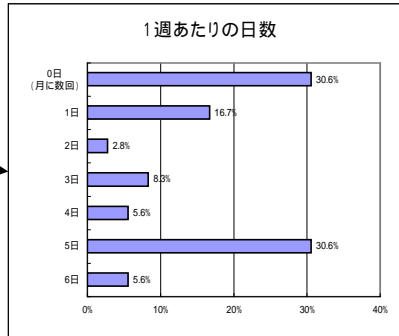
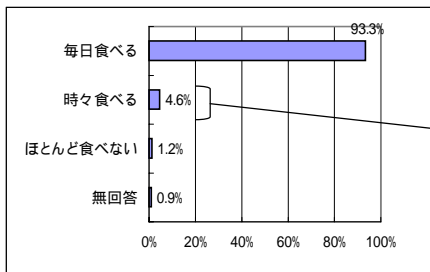


2. 生活リズムについて

子どもの就寝時間(問7)

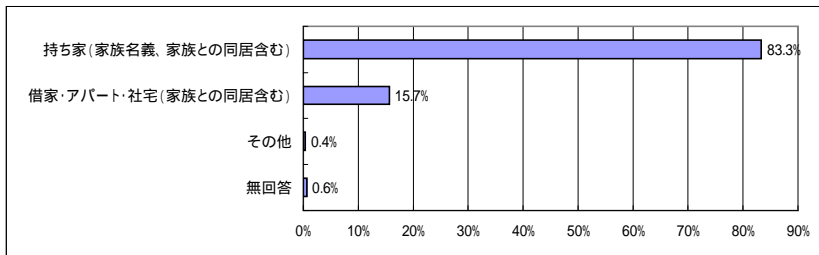


子どもの朝食の状況(問8)

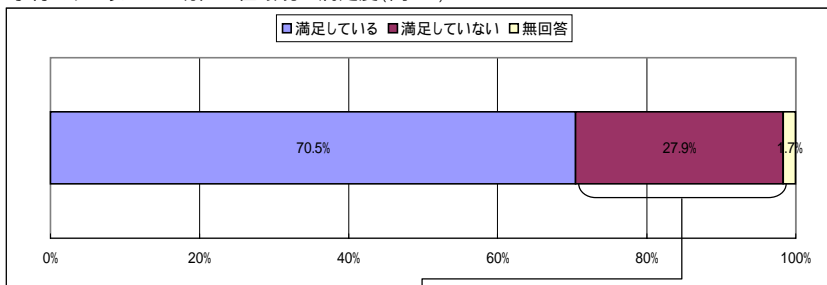


3. 住宅環境について

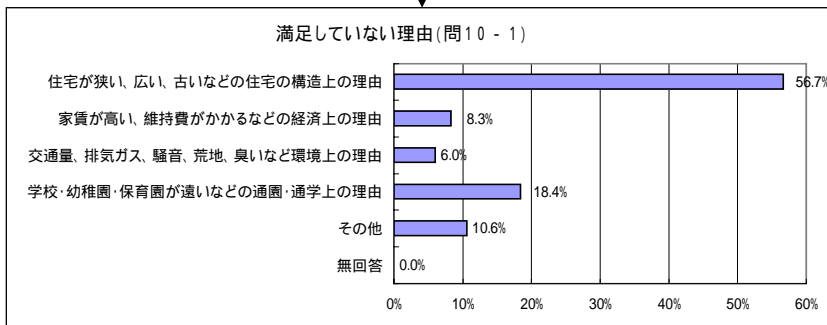
現在のお住まいについて(問9)



子育てするうえでの現在の住環境の満足度(問10)

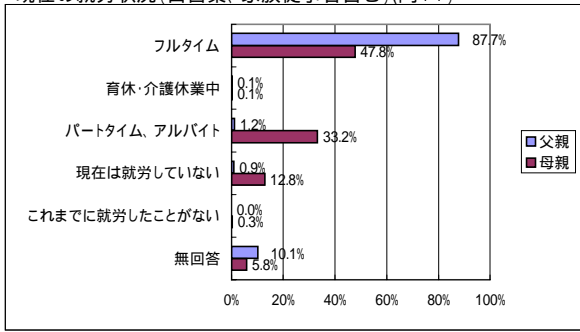


満足していない理由(問10-1)

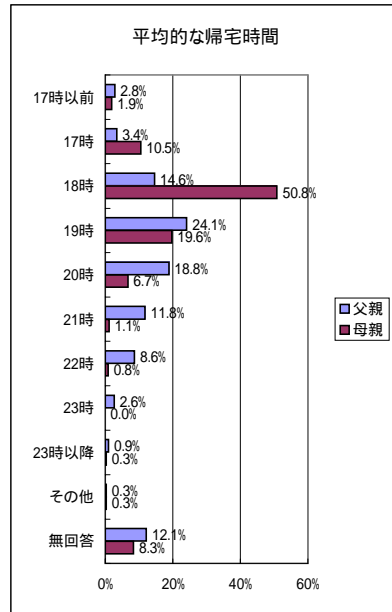
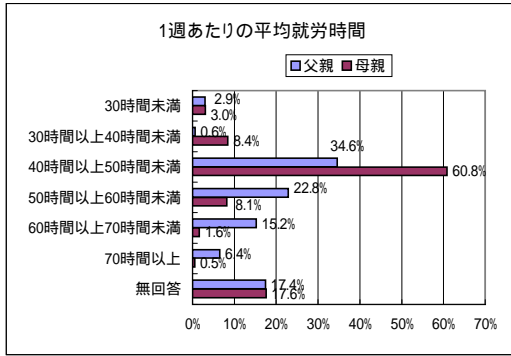


4. 両親の就労状況について

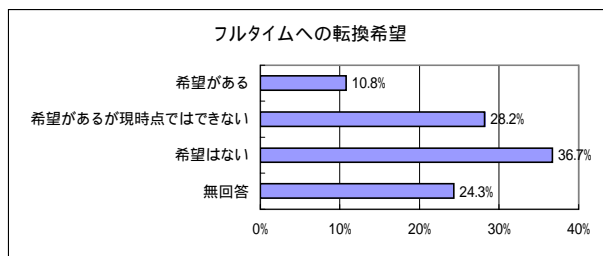
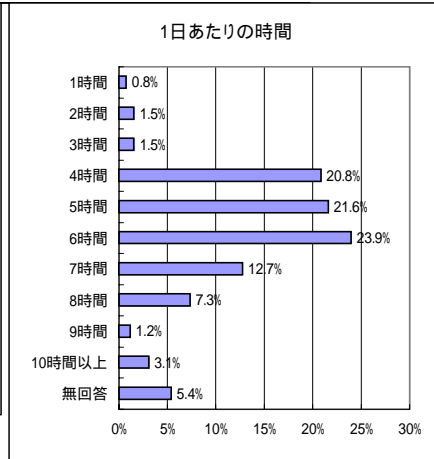
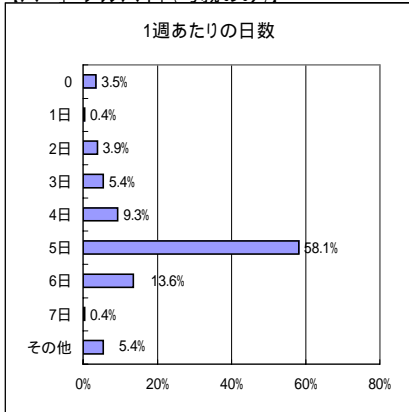
現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)(問11)



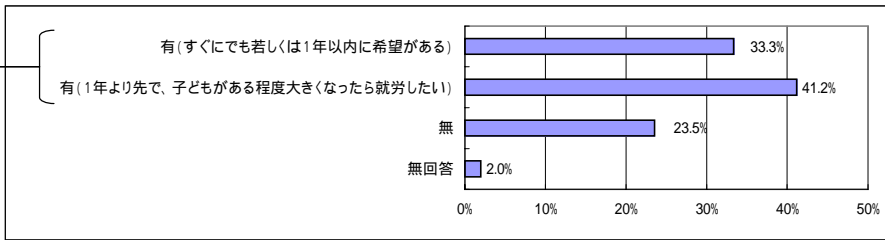
【フルタイム】



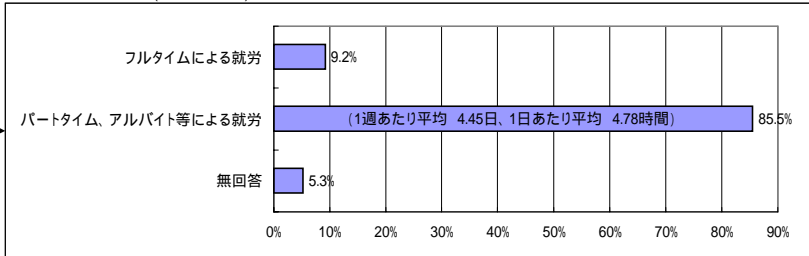
【パート・アルバイト(母親のみ)】



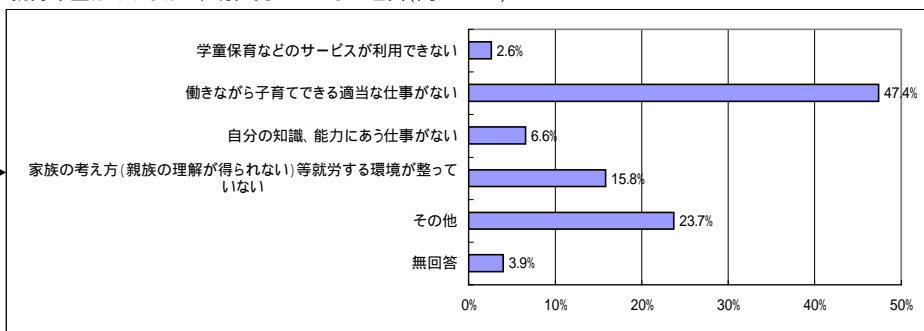
母親の就労希望(問12)



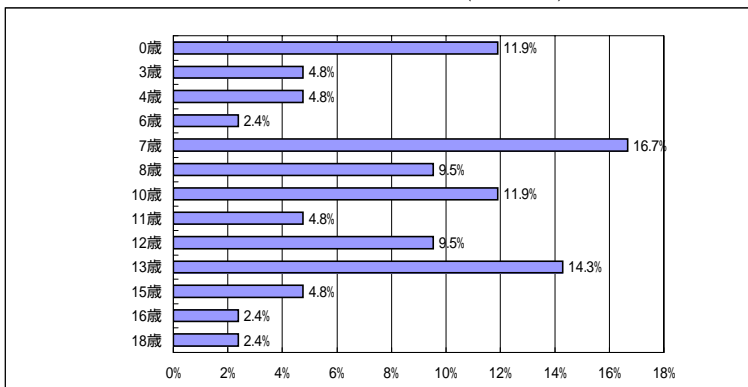
就労希望の形態(問12-1)



就労希望がありながら、現在働いていない理由(問12-2)

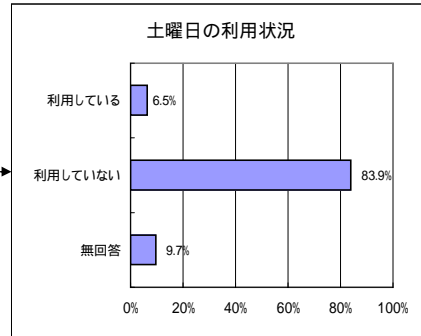
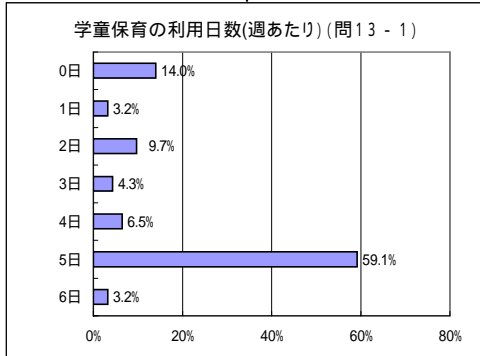
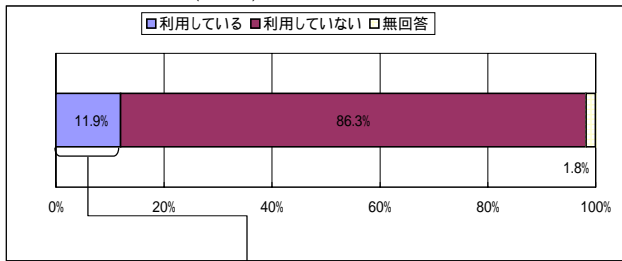


一番小さい子が何歳になったときに就労を希望するか(問12-3)

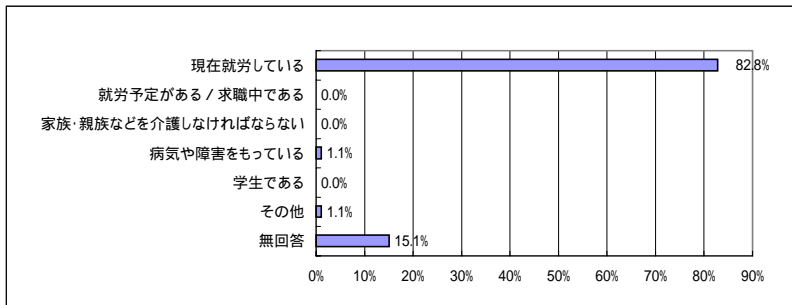


5. 学童保育・放課後子ども教室の利用について

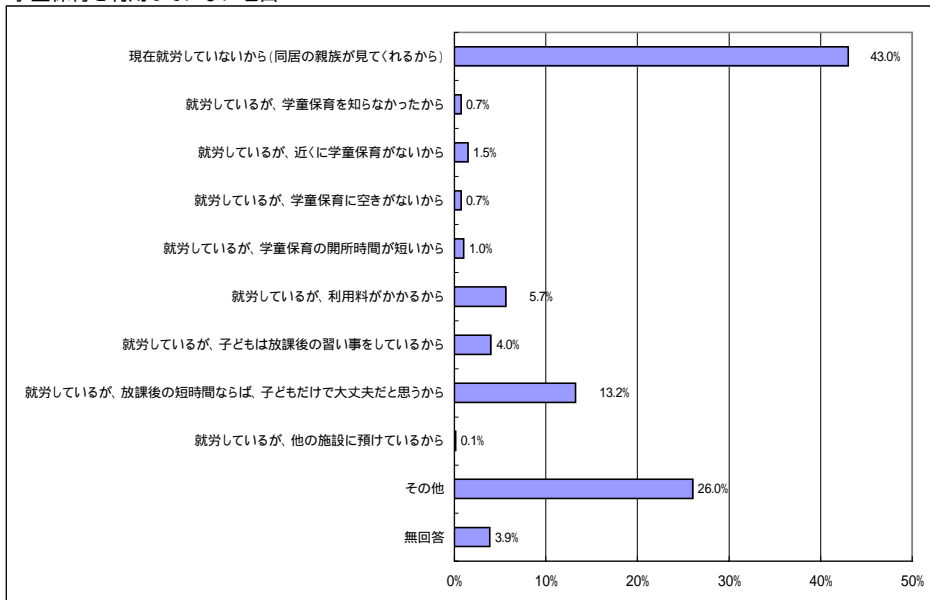
学童保育の利用状況(問13)



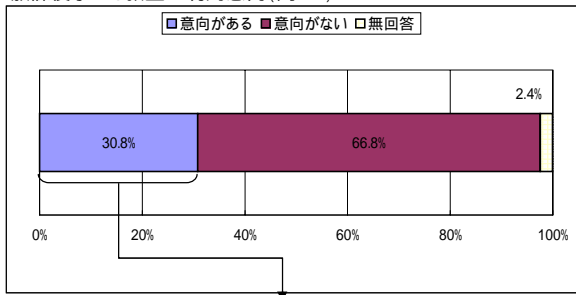
学童保育を利用している理由



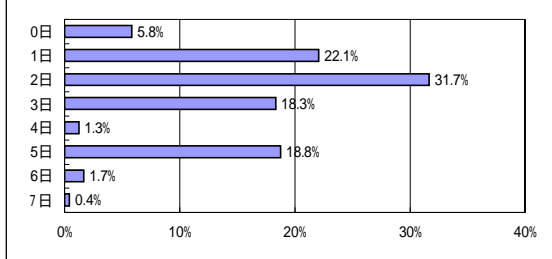
学童保育を利用していない理由



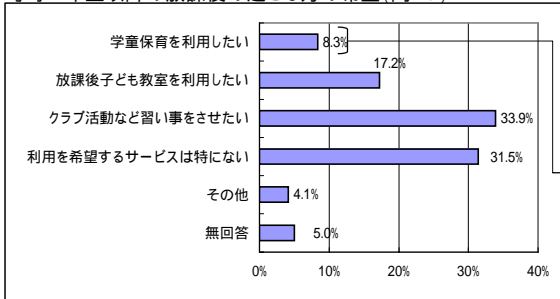
放課後子ども教室の利用意向(問14)



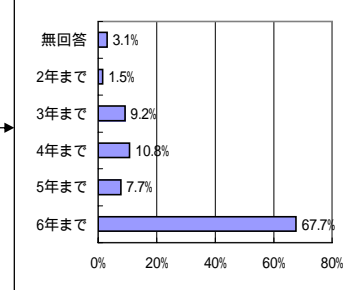
希望日数(1週あたり)



小学4年生以降の放課後の過ごし方の希望(問15)

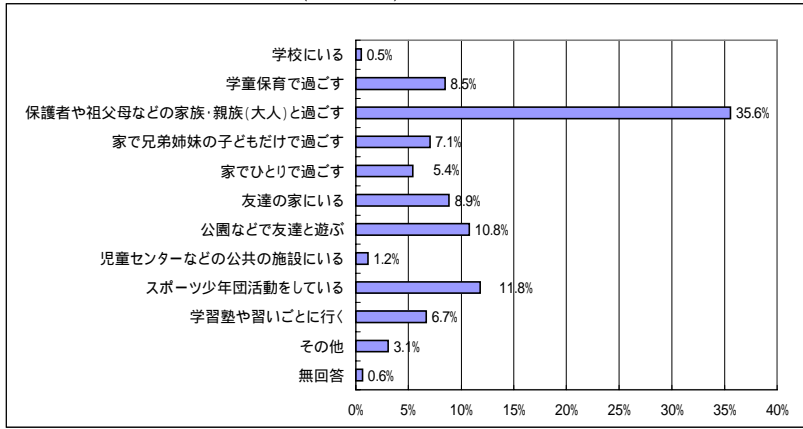


利用したい学年

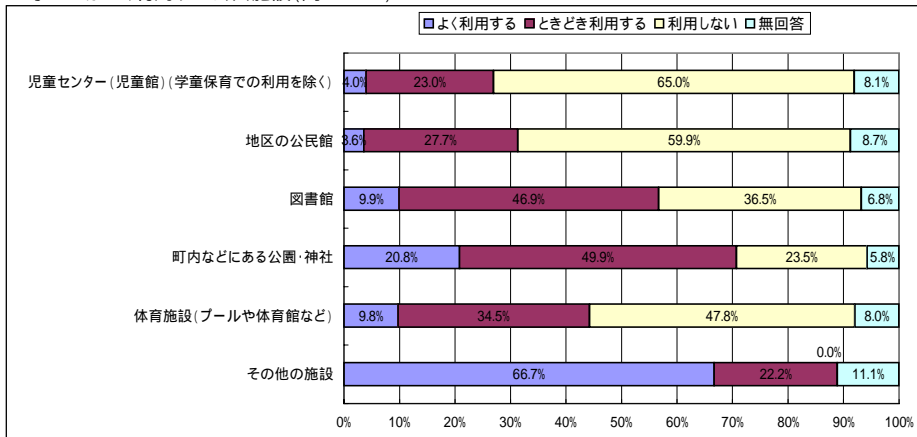


6. 放課後や休日の過ごす場所について

平日放課後のお子さんの過ごし方(問16-1)

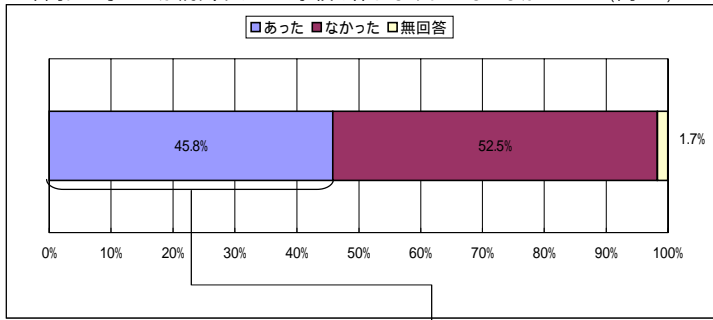


お子さんがよく利用する公共施設(問16-2)

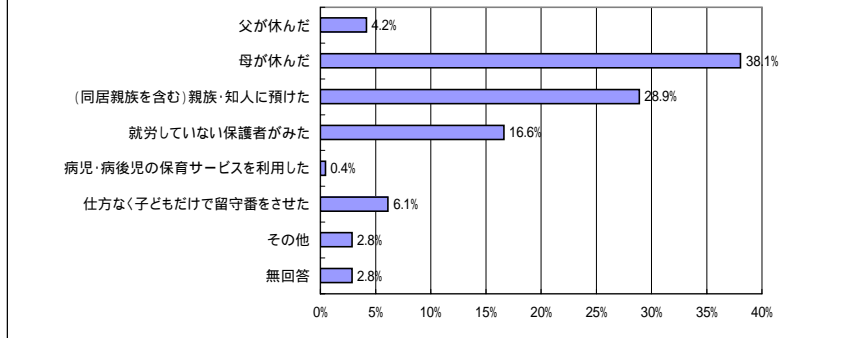


7. 病児・病後児保育について

1年間にお子さんが病気やケガで学校を休まなければならなかったこと(問17)



この1年間の対処方法とそれぞれの日数(複数回答可)(問17-1)



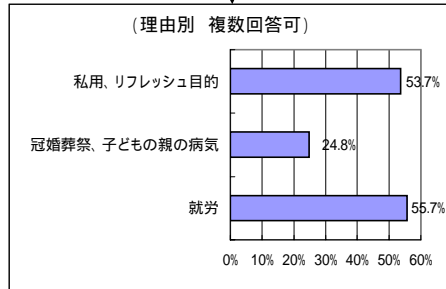
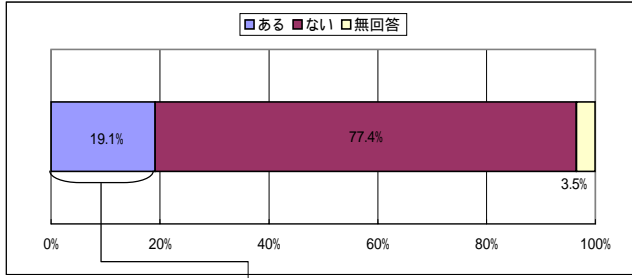
(平均日数)

父が休んだ	2.00 日
母が休んだ	3.99 日
(同居親族を含む)親族・知人に預けた	3.29 日
就労していない保護者がみた	2.77 日
病児・病後児の保育サービスを利用した	3.50 日
仕方なく子どもだけで留守番をさせた	3.14 日

平均	5.18 日
できれば施設に預けたいと思った日数(問17-2)平均	2.95 日

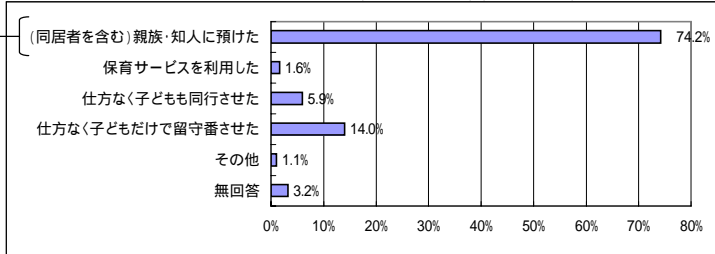
8. 一時預かりについて

この1年間で、私用(買物、習い事など)やリフレッシュ目的、冠婚葬祭や子どもの親の病気、あるいは就労のため、お子さんを家族以外の誰かに一時的に預けた事(問18)



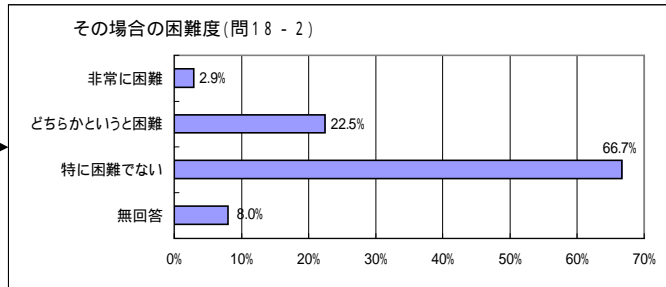
年間(理由別)	平均日数
私用(買物、習い事等)、リフレッシュ目的	8.18 日
冠婚葬祭、子どもの親の病気	5.43 日
就労	14.06 日

この1年間の対処方法とそれぞれの日数(複数回答可)(問18-1)



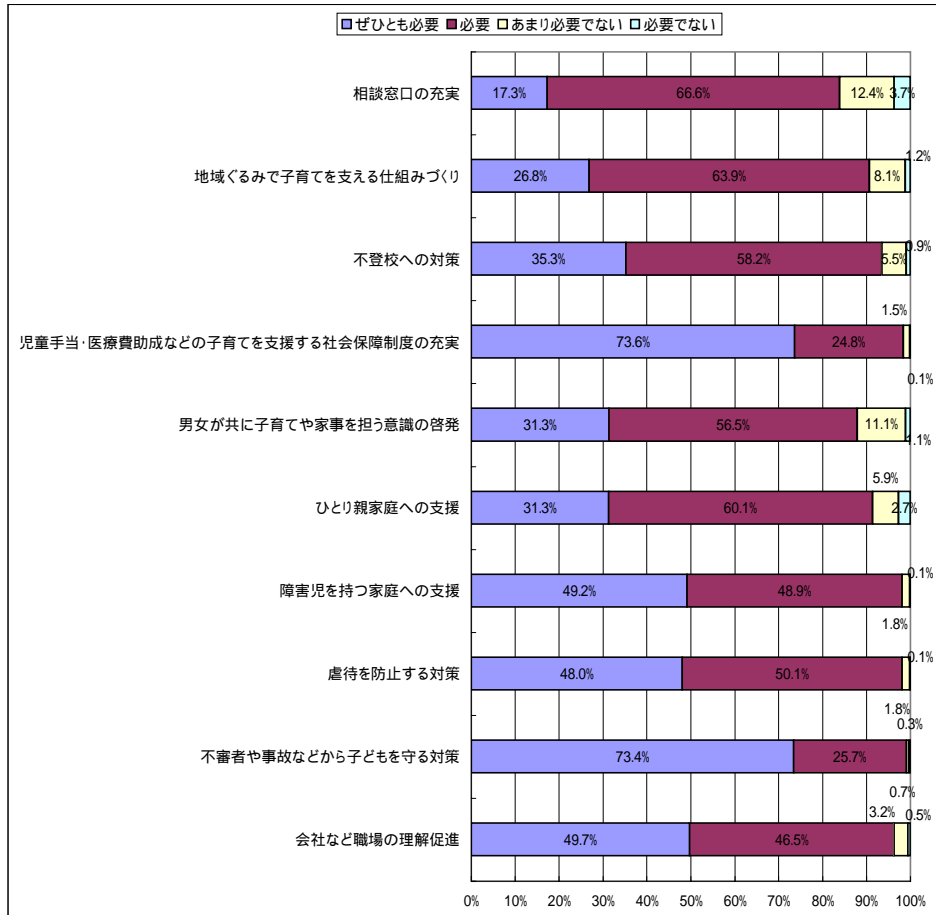
(平均日数)

(同居者を含む)親族・知人に預けた	15.57 日
保育サービスを利用した	2.00 日
仕方なく子どもも同行させた	4.18 日
仕方なく子どもだけで留守番させた	10.73 日



問19 一時預かりサービスの利用希望日数
平均 4.23 日/月

9. 子育てに対する行政サービスについて(問20)
(無回答除く)



越前市次世代育成推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 合併前の旧武生市及び旧今立町の次世代育成支援対策推進行計画（以下「行動計画」という。）をもとに、越前市の行動計画を決定し、当該計画の効果的な事業推進を図るため、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条第1項の規定に基づき、越前市次世代育成推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 越前市の行動計画の策定に関すること。
- (2) 行動計画に関する施策の事業を審議すること。
- (3) 行動計画に関する施策の推進に関すること。
- (4) 行動計画に関し、次世代育成推進評価委員からの報告を受けること。
- (5) 前号の結果における行動計画の見直しに関して、意見を述べること。

(構成)

第3条 協議会は、学識経験者、関係団体及び関係行政機関の代表者21名以内の委員で構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

(運営)

第4条 協議会に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会議の議長となり、副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議の開催)

第5条 会議は、会長が必要に応じ招集する。

(任期)

第6条 委員の任期は、委員に委嘱された日の属する年度の末日までとする。ただし、再任することを妨げない。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、福祉保健部児童福祉課内に置く。

(市長が講ずる措置)

第9条 市長は、協議会が第2条第1項第1号の行動計画を策定するに当たり、住民の意見を反映できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

(招集の特例)

2 第4条第2項及び第5条の規定にかかわらず、この要綱の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる協議会の招集並びに当該協議会で会長が互選されるまでの間の会議の運営は、市長が行う。

3 第6条第1項の規定にかかわらず、平成17年度の委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

越前市次世代育成推進事業評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 越前市次世代育成支援対策推進行動計画(以下「行動計画」という。)に基づき、事業が効果的及び適切に実施されたかを評価するため、越前市次世代育成推進事業評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、行動計画に関する事業を点検及び評価し、市長に報告することとする。

(構成)

第3条 評価委員会は、6名以内の委員で構成する。

2 委員は、学識経験者及び次世代育成推進事業に精通した有識者の内から市長が委嘱する。

(運営)

第4条 評価委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会議の議長となり、副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議の開催)

第5条 会議は、市長が必要に応じ招集する。

(任期)

第6条 委員の任期は、委員に委嘱された日の属する年度の末日までとする。ただし、再任することを妨げない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、福祉保健部児童福祉課内に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会に必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 17 年度の委員の任期は、平成 19 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

平成22年3月発行

越前市 児童福祉課

〒915-8530 越前市府中1丁目13-7

TEL 0778-22-3000(代)

FAX 0778-22-9185

メールアドレス jidou@city.echizen.lg.jp